令和８年度

遭埼行者礁照射灯災害復旧工事 No.2

仕様書

第九管区海上保安本部

第一章　工事概要

1　工事名称	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事 No.2
2　工事場所	石川県珠洲市三崎町寺家ケ部（遭埼）地内
3　工事期間	契約の翌日から令和９年３月３０日（完成検査含む）
4　工事概要	直接仮設工事　　一式 灯塔新設工事　　一式 外構工事　　一式 解体撤去等工事　　一式
5　管理事務所	七尾海上保安部　交通課 〒926-0015 石川県七尾市矢田新町二部 173 番地 TEL 0767-53-7118
6　発注元	第九管区海上保安本部　交通部　整備課 〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 TEL 025-285-0118
7　注意事項	（１）　工事工程等から電源断等、標識の機能に障害を与えるおそれがある作業を行う場合は事前に監督職員・管理事務所と協議のうえ実施する。 （２）　工事の施工は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。 （３）　工事の施工において仕様等に疑義が生じた場合、請負者のみの判断によらず、監督職員と協議のうえ対応を決定する。

第二章　一般共通事項

1.	適用範囲	（１）本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。 （２）特に指示していない一般事項については、法令・条例・関係電力会社の内外線工事規定・その他諸関係法規等による。 （３）本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。
2.	設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。
3.	監督職員	監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、工事請負契約書に規定する監督職員をいう。
4.	疑義に対する協議	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく、監督職員と協議し、その指示に従う。
5.	現場の納まりなどの関係による協議	現場の納まり、取り合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。
6.	諸届	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は速やかに実施し、工事工程に支障を及ぼさないように注意する。また、これに要する諸費用も負担する。
7.	現場代理人及び 主任技術者	（１）現場代理人及び主任技術者とは、工事請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。 （２）建設業法第 26 条に定める主任技術者（監理技術者）は、その資格を証明する資料を監督職員に提出し承諾を受ける。
8.	工事現場の安全衛生管理	（１）工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別に責任者を定める場合は、これに協力する。 （２）工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。
9.	災害及び公害の防止	工事の施行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。 （１）第三者に災害を及ぼしてはならない。 （２）公害の防止に努める。 （３）善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。 （４）気象、海上気象の変化に注意し、事故の防止に努める。 （５）機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。 第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は適正な補償をしなければならない。
10.	臨機の処理	災害又は公害が発生した場合及び発生するおそれのある場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
11.	養生	従来部分、施工済み部分、未使用材料などで汚染又は損傷のおそれのあるものは，適切な方法で養生及び保護を行う。 工事中は、施設及び機器の保全のため、各種機器及び既存部分に機能停止等の支障を与えないように十分な養生及び保護を行う。
12.	工程表	契約後速やかに実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
13.	施工計画書	契約後速やかに施工計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。
14.	施工図、原寸図	施工図、現寸図、見本などは、必要に応じて速やかに提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、作成の必要性の少ないものは監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。
15.	職方への指示	12、13 及び 14 により作成した図書などは、関係する職方に周知徹底させる。
16.	材料	（１）材料は、新品とし、18 により合格したもの又は承諾を受けたものとする。

	（２）材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものとする。 （３）設計図書による「JIS （日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものとする。 （４）調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。
17. 材料搬入の報告	材料の搬入ごとに、その材料が設計図書に定められた条件に適合することを確認し、必要に応じ、証明となる資料を添えて監督職員に 27 の工事報告で報告する。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて報告を省略することができる。
18. 材料の検査	（１）材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 （２）合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
19. 材料検査に伴う試験	（１）試験は、下記の場合に行う。 ア　設計図書に定められた場合 イ　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 （２）供試体は、監督職員の承諾を受けて作製する。 （３）試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場など適切な場所で行うものとし、その決定にあたっては監督職員の承諾を受ける。なお、公的試験所で行う場合を除き、原則として監督職員の立ち会いを受ける。 （４）試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。
20. 施工	施工は、設計図書及び 12、13 及び 14 による監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図、現寸図などに従って行う。
21. 技能士	技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士の資格を有し、合格証明書等を監督職員に提出して承諾を受けた者とする。ただし、作業の一部が軽易な場合は、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
22. 施工の確認	監督職員の確認は、下記の場合に行う。ただし、これによることが困難な場合は、別に指示する。 （１）設計図書に定められた場合 （２）監督職員の指定した工程に達した場合
23. 施工の立会	監督職員の立会いは、下記の場合に行う。 （１）設計図書に定められた場合 （２）監督職員が特に指示する場合
24. 施工検査に伴う試験	（１）試験は、下記の場合に行う。 ア　設計図書に定められた場合 イ　試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 （２）供試体の作製及び試験所等は 19 による。
25. 他工事との出合	他の受注者によって施工される工事との出合となる場合、監督職員の指示に従い関係請負間において十分協議を行い、相互に円滑な工事の実施に努めなければならない。
26. あと片付け	工事完成に際しては、建築物などの内外のあと片付け及び清掃を行う。
27. 工事報告	工事の進捗、材料の搬入、搬出、作業員の作業、気象状況等を記載した報告書を原則として毎週作成し、監督職員に提出する。 ただし、監督職員が指定した工程に達した場合の写真の提示の指示があった場合には、その都度提示するものとする。
28. 工事写真	工事着工前から工事完成まで工事の施行順に撮影し、各１枚ずつアルバムに整理して監督職員に提出する。 特に工事完成後、地中に埋設される部分や、外部から確認することが出来ない部分の撮影のもれがないように十分注意するとともに、被写体の寸法が判明できるよう、スケール、ポール及び箱尺等を同時に撮影する。
29. 竣工検査	現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い受注者の負担において適切な措置を講じなければならない。

30. 官給品等	（１）本工事において、官給品がある場合、現場代理人は次の処置をとる。 ア　官給品の引渡を受ける際には、現場に立会い「官給品受領書」を提出する。 イ　官給品の保管場所、保管方法、運搬方法及びに使用状況等について指示を受けたときは必要な処置をとる。 ウ　官給品の使用が終了した時は「官給品精算書」を提出して確認を受ける。 （２）本工事において撤去品が発生した場合、現場代理人は次の処置をとる。 撤去品の保管場所、保管方法、運搬方法及び使用状況について指示を受けたときは必要な処置をとる。 監督職員の指示する場所に運搬し「撤去品発生通知書」を提出する。
31. 完成図書	工事完成後、次の内容を A4 ファイルに整理して、1 部を監督職員に提出する。 提出した施工図及び施工計画書の著作に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 （１）工事概要 （２）工事写真（施工前、施工中、完成後の電子データ（JPEG ファイル等含む） （３）その他参考資料
32. 発生材の処理	（１） 原則として、すべて構外に搬出し、関係法令に従い、受注者の責任において適切に処分する。 （２） 撤去くず処分に伴い、処分場所及び受領証明書等を監督職員に提出し、その写しを「完成図書」に添付する。
33. 非常の措置	本工事施工中、灯火に影響をおよぼす行為や、付帯設備に損傷を与える行為など、当庁の業務に支障をきたしてはならない。工事施工上、やむを得ず業務に支障をおよぼすおそれのある場合は必ず事前に監督職員に連絡し、その指示を得て施工するものとする。
34. 工事実績登録（コリンズ）	工事費（契約価格）が、500 万円以上の場合、受注者は、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更は変更があった日から 10 日以内に、完成時は完成後 10 日以内に、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、（財）日本建設情報総合センターに登録申請をしなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出し、「完成図書」に添付しなければならない。
35. 事故災害報告	受注者は、工事の施工中に事故災害等が発生した場合、直ちに監督職員に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出しなければならない。
36. 遠隔地からの資材等調達	本工事は、災害地特有の事情により、遠隔地からの建設資材等を調達せざるを得ない場合に係る費用について、実情に応じ設計変更の対象とする工事です。詳細は第四章に記載する。
37. 遠隔地からの労働者確保	本工事は、契約締結後、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更を対象とする工事です。詳細は第四章に記載する。
38. その他	（１）電子データの提出は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。 また、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新しなければならない。 （２）第九管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービスでは、津波、気象及び海上の各警報等について、携帯電話メールによる迅速な入手が可能となり、本工事の安全管理に有効な手段であるため、左記の二次元コードからアドレスを登録のうえ、安全対策のツールとして活用する。

第三章　特記仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、下記（以下、標準仕様書という）による
- ・「公共建築工事標準仕様書」　　：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「公共建築改修工事標準仕様書」：国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「国土交通省土木工事共通仕様書」：国土交通省北陸地方整備局
- ・建築基準法およびこれに基づく命令等
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・建築工事に係る再生資源化等に関する法律

1.　一般事項

(1) 工事は、施工場所の設備が航海の安全に重要な施設であることを各工事の従事者に周知を徹底させるとともに、業務に支障を与えることのないように万全の注意を払い実施するものとする。

(2) 工事は、本仕様書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、仕様書に明記のないものでも当然必要な事項は誠実に施工する。

(3) 施工は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、製作図、施工図などに従って行う。

(4) 施工の一工程を完了したときは、その施工が設計図書に定められた条件に適合することを確認する。

(5) 設計図書に定められた場合及び監督職員が特に指示する場合は、監督職員の検査を受ける

(6) 設計図書に定められた場合及び監督職員が特に指示する場合は、監督職員の立会いを受ける。

(ア) 試験は、下記の場合に行う。

(イ) 設計図書に定められた場合

(ウ) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合。

(エ) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出する。

(7) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建築工事公衆災害対策要綱その他関係法令に従い、適切な材料および構造とする。

(8) 作業中における工具類等の落下防止に努めるとともに、作業者に安全帽の着用を励行させる。

(9) 高所作業者は、作業前に必ず安全ベルトの点検を行うとともに、作業中はその着用を怠ってはいけない。

(10) 構内の建築物および器物には損傷を与えないよう十分注意すること。万が一、工事中の事故または自己の故意もしくは過失により装置類を毀損し、その正常動作が不能となった場合は受注業者で原状に復する。

(11) 工事を行う者は、経験豊富で十分な知識および技能を持つ者とし、かつ関係法令により一定の資格が必要な場合はそれらの有資格者とする。

(12) 工事期間中の工事用の電源は、受注業者による供給用の発電機（外置防音型）での対応を基本とする。

(13) 工事開始前に監督職員と作業手順および機器の動作状況等について打ち合わせを行う。

(14) 材料等

材料の製造所及び製品は、特記されたもの又はこれらと同等以上とする。
ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。

(15) 発生材の処理

構外に搬出し、再生資源の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切処理し、監督職員に報告する。産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行なう。

(16) 工事中及び完成後は、施設内外の清掃を行う。

(17) 工事期間中、施工および運搬等を実施する際には、十分に環境の保護、養生、保全に努めること。
(18) 完了検査において、現場代理人は検査に立ち会うものとする。また、検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
(19) 施工に際し、前もって所管の管理事務所と協議し、航路標識業務に支障を与えないように配慮する。航路標識業務に支障をきたした場合またはそのおそれのある場合は、監督職員と協議し施工を中止し、対応策を講ずる。

2. 電線の接続等

① 金属管、合成樹脂管、可とう電線管、フロアダクト等の内部での電線接続は行わない。
② 絶縁被覆の剥ぎ取りは、芯線を傷つけないように行う。芯線相互の接続は、原則として圧着スリーブあるいは電線コネクタ、圧着端子など、電線に適合した接続金具及び工具を用いて行う。
③ 絶縁電線相互及び絶縁電線とケーブルとの接続部分は、絶縁テープ等により、絶縁被覆と同等以上の効力があるように巻き付けるか、又は同等以上の効力を持つ絶縁物をかぶせる等の方法により絶縁処理を行う。
④ 電線と機器端子との接続は、圧着端子を使用するものとし、接続点に張力が加わらないようにする。また、接続は十分締め付け、振動等により緩むおそれのある場合は、二重ナット又はバネ座金を使用する。なお、電線の両端に線名札等にて接続箇所を明示し、増締めの確認を行う。

3. 配管等

① 電線管の太さは、設計図書に規定したものを使用し、端口及び内面は、電線被覆を傷つけないよう面取り等を行い、滑らかなものとすること。
② 付属品は、管及び施設場所に適合するものとし、接続にはコネクタを使用し、エントランスやボックス以外の管端には必ずブッシングを用いること。
③ 管の曲げ半径は、管内径の６倍以上とし、曲げ角度は９０度を超えないようにすること。また、合成樹脂管を加熱する場合は、過度にならないようにし、焼け焦げが生じないようにすること。
④ 管を造営材及び壁面に取り付ける場合は、サドル（ステンレス製）、ハンガーなどを利用し取り付けること。ただし、管端、管相互の接続点、管とボックスの接続点では、結合点に近いところで管を固定すること。

4. 石綿事前調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の分析調査を行う。分析対象及び分析方法、検体採取箇所は次表による。

分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法	検体採取箇所	
定性分析　JISA1481-1	外部：タイル下地モルタル 内部：天井または内壁モルタル	2検体

調査結果：分析結果を取り纏め、報告書を監督職員に提出する。併せて所轄労働基準監督署へ結果を報告する。調査の結果、分析対象の含有（0.1重量%）が確認された場合は、監督職員と協議する。

5. 直接仮設工事

（１）監督員現場事務所は設けない。
（２）工事用道路（工事用地内外）は良好なる維持管理を行い、使用後は受注者において速やかに原形に復旧する。
（３）電力、用水等について、構内に既存施設は存在しない。
（４）仮設足場について、足場、桟橋、仮囲いなどは関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。
（５）資機材の飛散防止のため、養生シート張りを行う。なお、灯火に影響を及ぼさないよう注意する。
（６） 工事完了後、清掃および片付けを行う。

6. 土工事

(1) 根切り
関係法令にしたがい、適切な法面または山留めを設ける。
(2) 埋戻し
埋戻しの材料はB種（根切土の中の良質土）とする。
(3) 建設発生土の処理
敷地内の監督職員が指定する場所に敷きならすほか、近隣の残土処分場に搬出する。
(4) 根切り底において地盤の平板載荷試験（JGS1521）を行う。
A) 試験位置及び数量
試験位置は基礎の中心の一か所とし、試験面は基礎底面（GL-4.0m）とする。
現地の状況により変更する場合は、監督職員と協議する。
B) 試験条件
載荷反力、計画最大荷重などを記載した試験計画書を作成し、監督職員に提出する。
C) 試験結果
次の事項を整理し、報告書として提出する。
・試験位置図、試験状況写真
・荷重-沈下量曲線、時間-沈下量曲線、logP-logS曲線
・極限支持力、幸福支持力及び地盤反力係数
・土質状況、地下水位、天候等の試験条件
・考察

7. 地業工事

(1) 砂利地業
(ア)砂利
砂利は、再生クラッシャランとし、粒度はJISA5001（道路用砕石）によるRC-40程度のものとする。
(イ)厚さ
図示による。
(2) ラップルコンクリート
(ア)コンクリート種類
普通コンクリート（現場において、日平均気温が4℃以下になることが予想される期間は、寒中コンクリートとし、所定強度に達するまで適切な養生を行うこと）

(イ)コンクリート強度
Fc：18N/mm2
(ウ)厚さ、仕上げ
図示、天端は平たんに仕上げる。

8. 鉄筋工事

(1) 材料
・異形棒鋼とする。
・異形棒鋼は、JISG3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）の規格品とする。

径	種類
D10-16	SD295
D19以上	SD345

(2) 加工および組立
常温加工とし、詳細は図示による。
(3) 継手および定着
原則重ね継手とし、ガス圧接接手とする場合は、監督職員の承諾を受ける。
(4) かぶり厚さ及び間隔
設計かぶり厚（最小かぶり厚に10mmを加えた値）とし、間隔は図示。

9. コンクリート工事

(1) コンクリートの種類
基礎：普通コンクリート
現場において、日平均気温が4℃以下になることが予想される期間は、寒中コンクリートとし、所定強度に達するまで適切な養生を行うこと。
(2) コンクリート強度
Fc：24N/mm2（構造体強度補正を行う）
(3) コンクリートの品質

スランプ：15 ㎝
空気量：4.5%
塩化物量：0.3 kg/m3 以下
各許容値は標準仕様書による。

(5) コンクリートの位置、断面寸法の許容差

項目		許容差
位置	設計図書に示された位置に対する各部材の位置	±20mm
断面寸法	基礎の断面寸法	0～+50mm

(6) コンクリート表面の仕上がり状態
仕上げの種別は C 種とする。

(7) 普通コンクリートの材料
- セメント
  普通ポルトランドセメント（JISR5210）とする。
- 骨材
  A 種とし、粗骨材の最大寸法は 25mmとする。

(8) コンクリートの製造
配合計画書を作成し、監督職員に提出する。

(9) 試験
打設に先立ち、現場においてフレッシュコンクリート試験を実施し、所定の品質であることを確認する。打設時に供試体を採取し、圧縮強度試験を行い、試験結果を監督職員に報告する。

10. 型枠工事

(1) 材料
せき板は、厚さ 12㎜ とし、日本農林規格のコンクリート型枠用合板の規格による B-C 種とする。これによりがたい場合は、監督職員に資料を提出して承諾を得る。

(2) 型枠の加工および組立
型枠は足場などの仮設物と連結させない。

(3) 存置期間

	存置期間中の平均気温	存置日数
材齢による場合	15℃以上	3 日
	5℃以上	5 日
	0℃以上	8 日
圧縮強度による場合	圧縮強度が 5N/㎜2 以上となるまで	

(4) 型枠締付け金物の頭処理
型枠取り外し後、仕上げのない箇所は型枠締付け金物の頭を除去し、その跡に錆止め塗料（鉄鋼面錆止め塗料の種別：Ａ種）を塗り付ける。

11. 灯塔製作

(1) 製作工場
同種同等以上の製作の実績がある工場で製作する。事前に工場の次の事項を記載した書類を監督職員に提出する。
・工事経歴　　・工場の規模、設備
・作業者の資格　　・技術者の資格、人数

(2) 製作
製作に先立ち、製作図を作成して監督職員の承諾を受ける。
設計図書に疑義がある場合は、監督職員に確認のうえ作成する。

(3) 材料等
構造耐力、耐久性、耐火性等に対する有害な欠陥がなく、接合部及び定着部は、作用する力を伝達できるものとする。

(4) 鋼材は下記による。

名称	寸法等	規格		備考
形鋼（山、溝、H）		JISG4317	SUS304	規格品
鋼板	PL-6、19	JISG4304	SUS304	規格品
	PL-22、32		SUS304	規格品
	上記以外	JISG4305	SUS304	規格品
平鋼			SUS304	規格品
棒鋼		JISG4303	SUS304	規格品
鋼管		JISG3446	SUS304	規格品
ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾒﾀﾙ		--	X-12	規格品

(5) 溶接技能者

溶接技能者は、JIS Z 3801（手溶接）又は JIS Z 3841（半自動溶接）の溶接技術検定に合格したものとし、技量を証明する主な工事経歴を監督職員に提出し承諾を受ける。

(6) 溶接部の確認

確認結果の記録を監督職員に提出し、必要に応じて補修を行う。

(7) 溶接部の試験

検査は原則として目視（JIS Z 2343-1 浸透探傷試験）によるが、ベースプレート、フランジプレートは、隅肉溶接の超音波探傷試験を行う。試験等の結果を監督職員に書面により報告する

(8) 不合格溶接の補修

試験の結果、溶け込み不良、スラグ巻き込み及びブローホール等の有害な欠落のある場合は、同箇所を削り取り、再溶接を行い、その部位の溶接検査を再度実施し、その結果を監督職員に報告する。

(9) 分割

運搬、現場での施工のしやすさを考慮して製造する。

(10) 仕上げ

2B（JISG4304、4305）とする。

(11) 避雷設備

図示のとおり、避雷、接地設備を設ける。接地抵抗値を下記数値以下とすること。

・灯塔避雷設備　ランク 4　10Ω以下

・設備機器用接地　D 種接地　100Ω以下

12. 外構工事

(1) フェンス

図示による。

フェンスは下記参考連絡先からの調達とする。

JFE 建材株式会社　北陸支店

電話：076-441-1462

開き戸、昇降防止板に設ける特殊錠前は下記参考連絡先からの調達とする。

セナーアンドバーンズ株式会社

東京都大田区平和島 6-1-1　センタービル 7F

電話：03-5708-7300

(2) 制御盤

図示による。

取付はあと施工アンカーにより行い、堅固に取り付ける。

機器接地（D 種）を設ける。函体内に引き込み、接地場所は監督職員と協議する。

13. 仮灯設置

(1) LM 型灯器移設

LM 型灯器移設作業に先立ち現地調査を行い、作業手順書（タイムスケジュール）を監督職員に提出し、承諾を得てから作業を行う。

設置位置の詳細については、現地調査のうえ事前に監督職員の承諾を得ること。図面に従い、次の機器を移設する。

品名	規格	数量	単位	備考
【既設】				
LM 型灯器	60 型	1	台	移設　約 120kg
LM 型灯器制御盤		1	個	移設　約 22kg

安定器		2	個	移設　約5.4kg
中継端子盤		2	個	移設　約0.3kg
日光弁受光部		1	個	移設　約0.6kg
無停電電源装置	THA1000-10　1kVA	1	個	移設　約16kg
分電盤	2P 20A×3	1	個	移設　約1kg
避雷用電源装置		1	個	移設　約30kg
ナイフスイッチ	2P 30A	1	個	移設　約0.3kg

設置後は日光弁による点消灯動作、照射位置を確認すること。配線の端末処理は、圧着端子や専用のコネクタ等により確実に施工する。配線材料は、機器付属のものまたは設計図面指定のものとし、機器間接続は、設計図面および取扱説明書に従い行う。接続に先立ち、各ケーブルの端末処理後絶縁抵抗の確認を行う。機器の移設にあたっては、当該機器に損傷を与えないよう十分注意する。なお、損傷等のおそれがある場合は、移設に先立ち接触箇所等の養生を行う。

(2) 仮設電源

LM型灯器を移設するにあたり、電源は既設柱から接続する。設置位置の詳細については、現地調査のうえ事前に監督職員の承諾を得ること。また、設置にあたりあらかじめ電力会社と調整を行うこと。

(3) 仮設機器点検

灯器を新設するまでの間、定期的に仮設足場の状況、機器の動作確認を行い、問題がないことを確認すること。点検時期については事前に監督職員と協議し承諾を得ること。

(4) 新設工事が完了次第、仮灯を撤去する。撤去した機器類は廃棄処分とする。

14. 施設撤去

(1)次の灯塔および付属物を撤去する。

（ａ）遭埼行者礁照射灯（舗装および一部道路を含む）

（ｂ）付属電柱（パンザマスト）

(2)解体施工前に最適な工法を十分に検討のうえ、施工計画書を提出し、監督職員の承認を受ける。

(3)解体施工時は周囲環境を考慮し十分な安全対策をとる。

(4)撤去に際しては周囲の建造物の損傷を避ける。

(5)高所作業時は作業者の転落防止対策および資器材の落下防止対策を講ずる。

(6)撤去時は、危険の無いよう必要な措置を施す。

(7)基礎部は掘削のうえで全て撤去する。撤去跡は真砂土により平滑に埋め戻す。

(8)解体した灯塔および付属電柱（基礎を含む）は、区分して集積のうえ敷地内工作物に損傷を与えないよう十分注意して搬出する。

(9)発生した廃材については全て構外に搬出し、受注者の責任において関係法令に従い適切に処分するものとする。

(10)現場は、遭岬の先端に存しており、令和6年に発生した能登半島地震により、地盤が崩壊する恐れがあるので、慎重に解体工事を行う必要がある。

15. その他

(1) 灯器台

図示による。仕上げは2Bとする。

(2) 境界標

A) 境界標は敷地の角部及び中間部の必要位置に設ける。

B) 境界杭の材質はコンクリート製とする。

C) 大きさは、12 ㎝×12 ㎝×45 ㎝とする。なお、地上部は3 ㎝とする。

D) 基礎部分は根切りつき固めの上、砂利地業を施し、コンクリートで根巻きを行う。 岩盤部分はコンクリート根巻きのみとする。

E) 上端は、次図の記号を彫り込む。

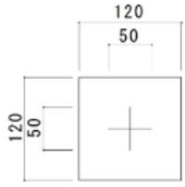

直角部分又は中間部

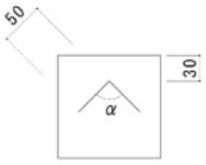

直角部以外の角部分

※α：敷地形状に合わす。

(3) その他

特記仕様書、設計図面による。記載が無い場合は、監督職員と協議する。

第四章　遠隔地からの資材等調達及び労務者の確保

1. 建設資材等の調達

本工事は、遠隔地からの建設資材等を調達せざるを得ない場合の費用について、実情に応じた適切な工事費の積算を適用する工事である。

(1) 対象とする建設資材等
- A) 鉄筋・コンクリート
- B) 足場材等の仮設材
- C) トラック、舗装機械等の建設機械

(2) 以下の場合における建設資材等の調達費用を変更対象とする。
- A) 当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず、調達条件や運搬距離が大きく変わった場合における建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用
- B) A）にかかわらず、道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合における建設資材等の運搬に要する費用

(3) 発注者が示す「建設資材等の遠隔地調達に関する実施計画書（様式 1-1)」に記載されている変更対象項目について、受注者は、契約締結後に建設資材等を遠隔地から調達せざるを得なくなった場合には、購入前に「建設資材等の遠隔調達に関する実施計画書（様式 1-2）(案)」を監督職員に提出し、協議すること。

(4) 変更契約に際し、受注者は「建設資材等の遠隔地調達に関する実施報告書（様式 1-2)」、金額がわかる数量、単価の根拠が記載された見積書等の資料を監督職員に提出すること。

2. 労務者の旅費・宿泊費

本工事は、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させる必要がある場合の費用について、実情に応じた適切な工事費の積算を適用する工事である。

(1) 対象とする費用
- A) 労働者の宿泊に要する費用
- B) 労働者を宿泊場所から日々、工事現場に送迎するために要する費用
- C) 募集および解散に要する費用
- D) 賃金以外の食事等に要する費用

(2) 発注者が示す「不足する労働者の遠隔地確保に関する実施報告書（様式 2-1)」に記載されている変更対象項目について、受注者は、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させる必要が生じた場合には、事前に「不足する労働者を遠隔地確保に関する実施計画書（様式 2-2）(案)」を監督職員に提出し、協議すること。

(3) 契約変更に際し、受注者は「不足する労働者の遠隔地確保に関する実施報告書（様式 2-2)」、金額がわかる数量、単価の根拠が記載された見積書等の資料（労働者または宿泊単位で整理すること）を監督職員に提出すること。なお、労務管理費用については現場管理費率にも含まれていることから、重複計上がないよう留意すること。

3. その他

(1) 契約後、契約変更で対応するため、応札者は、下記に十分留意して工事費の積み上げを行い入札すること。
- A) 「建設資材等の遠隔地調達に関する実施計画書（様式 1-1)」に示す建設資材等に示す数量、調達地、金額、運搬費を計上すること。
- B) 入札金額に労働者の旅費、宿泊費は計上しないこと。

(2) 妥当性が確認された費用について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

(3) 本章の手続きにより工期を延長する必要が生じた場合は監督職員と協議すること。

(4) 本章において疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（様式 1-1）建設資材等の遠隔地調達に関する実施計画書

発注者用

建設資材等名称	摘要（仕様･規格）	当初			変更			差額（円）
		調達予定単価	調達予定地区	運搬予定距離（㎞）	調達予定単価	調達予定地区	運搬予定距離（㎞）	
異形棒鋼	SA295 D10	刊行物 11 月号 120 円/Kg	石川県金沢	167 ㎞程度				
異形棒鋼	SA295 D13	刊行物 11 月号 118 円/Kg	石川県金沢	167 ㎞程度				
普通コンクリート	Fc24 S15	刊行物 11 月号 20,100 円/m3	石川県七尾	101 ㎞程度				
仮設材 足場類 運搬費	1200 幅 4t ﾄﾗｯｸ 片　道 30Km	刊行物･歩掛 11 月号 2,393 円/m2	石川県金沢	167 ㎞程度				
仮設材 敷き鉄板 運搬費	5×20×22mm 11t ﾄﾗｯｸ	刊行物･歩掛 11 月号 532 円/m2	石川県金沢	167 ㎞程度				
仮設材 敷き鉄板	5×20×22mm 90 日	刊行物･歩掛 11 月号 4,130 円/m2	石川県金沢	167 ㎞程度				
建設機械 BH0.5m3 運搬	10 日 片道 30Km 以内	刊行物 11 月号 77,000 円/往復	新潟	281 ㎞程度				
建設機械 BH0.5m3	10 日	刊行物･歩掛 11 月号 11,100 円/台･日	北陸					

（様式 1-2）建設資材等の遠隔地調達に関する実施計画書（案）

（記載例）受注者提出用　※受注者が協議用として契約後速やかに提出

建設資材等名称	摘要（仕様・規格）	当初				変更予定				差額（予定）（円）
		数量	調達予定地区	購入予定額（円）	運搬費予定額（距離）	数量	調達地区	購入額（円）	運搬費用（距離）	
異形鉄筋	SD295（加工工場から現場まで）	○○t	○○県	○○	○○（○○km）	▲▲枚	▲▲県	▲▲	▲▲▲▲km	□□
普通コンクリート	Fc21 S15	○○m3	○○県	○○	○○（○○km）	▲▲t	▲▲県	▲▲	▲▲▲▲km	□□
合　計										

1.

（様式 1-2）建設資材等の遠隔地調達に関する実施報告書

（記載例）受注者提出用　※受注者が協議用として提出

建設資材等名称	摘要（仕様・規格）	当初				変更予定				差額（予定）（円）
		数量	調達予定地区	購入予定額（円）	運搬費予定額（距離）	数量	調達地区	購入額（円）	運搬費用（距離）	
敷鉄板	5×20	○○枚	○○県	○○（ﾘｰｽ）	○○（○○km）	▲▲枚	▲▲県	▲▲（ﾘｰｽ）	▲▲▲▲km	□□
異形鉄筋	SD295（加工工場から現場まで）	○○t	○○県	○○	○○（○○km）	▲▲t	▲▲県	▲▲	▲▲▲▲km	□□
合　計				○○	○○			▲▲	▲▲	□□

（様式 2-1）不足する労働者の遠隔地確保に関する実施計画書）

発注者用

費　　目		変更対象項目	当初積算方法	備考
共通仮設費	仮設用借地料（準備費）	現場事務所（敷地外）、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代および建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。	
	宿舎に要する費用（仮設建物費）	労働者が、元請企業によって手配した旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 宿舎のための仮設宿泊所等の費用（労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	○当初積算では計上していない。	
	小計			
現場管理費	募集及び解散に要する費用（労務管理費）	（遠隔地からの労働者確保に要する）労働者の赴任手当、労働者の規制旅費・手当	○当初積算では計上していない。 （遠隔地からの労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費に含む）	
	賃金以外の食事等に要する費用（労務管理費）	（遠隔地からの労働者確保に要する）労働者の食事補助の支給した費用※ 専門工事業者等が自ら手配した旅館、ホテル等に労働者が宿泊した場合に要した費用 ※現地において食料調達が困難なため元請事業者が手配した場合または宿泊費に含まれている場合を対象とする	○当初積算では計上していない。 （遠隔地からの労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費に含む）	
	小　　計			
合　　計				

（様式 2-2）不足する労働者の遠隔地確保に関する実施計画書（案）

（記載例）受注者提出用　※受注者が協議用として契約後速やかに提出

費　　目		変更対象項目	計画計上額（円）	変更予定額（円）	差額（予定）（円）
共通仮設費	仮設用借地料（準備費）	現場事務所（敷地外）、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代および建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	▲▲	○○	□□
	宿舎に要する費用（仮設建物費）	労働者が、元請企業によって手配した旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 宿舎のための仮設宿泊所等の費用（労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	▲▲	○○	□□
	小計		▲▲	○○	□□
現場管理費	募集及び解散に要する費用（労務管理費）	労働者の赴任手当、労働者の規制旅費・手当	▲▲	○○	□□
	賃金以外の食事等に要する費用（労務管理費）	（遠隔地からの労働者確保に要する）労働者の食事補助の支給した費用※ 専門工事業者等が自ら手配した旅館、ホテル等に労働者が宿泊した場合に要した費用 ※現地において食料調達が困難なため元請事業者が手配した場合または宿泊費に含まれている場合を対象とする	▲▲	○○	□□
	小　　計		▲▲	○○	□□
合　　計			▲▲	○○	□□

（様式 2-2）不足する労働者の遠隔地確保に関する実施報告書

（記載例）受注者提出用　※受注者が協議用として提出

費　目		変更対象項目	計画計上額（円）	変更予定額（円）	差額（予定）（円）
共通仮設費	仮設用借地料（準備費）	現場事務所（敷地外）、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代および建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	▲▲	○○	□□
	宿舎に要する費用（仮設建物費）	労働者が、元請企業によって手配した旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 宿舎のための仮設宿泊所等の費用（労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	▲▲	○○	□□
	小計		▲▲	○○	□□
現場管理費	募集及び解散に要する費用（労務管理費）	労働者の赴任手当、労働者の規制旅費・手当	▲▲	○○	□□
	賃金以外の食事等に要する費用（労務管理費）	（遠隔地からの労働者確保に要する）労働者の食事補助の支給した費用※ 専門工事業者等が自ら手配した旅館、ホテル等に労働者が宿泊した場合に要した費用 ※現地において食料調達が困難なため元請事業者が手配した場合または宿泊費に含まれている場合を対象とする	▲▲	○○	□□
	小　計		▲▲	○○	□□
合　計			▲▲	○○	□□

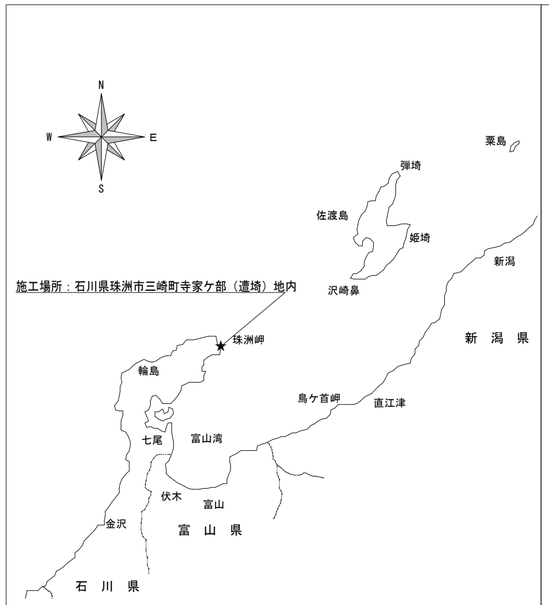

【位置図　S=1/2,500,000】

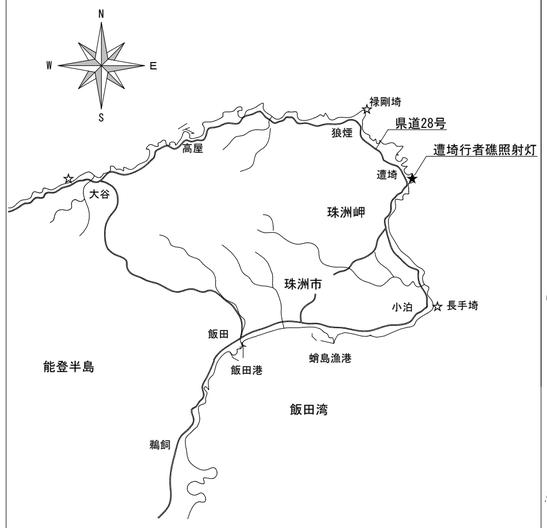

【案内図　S=1/40,000】

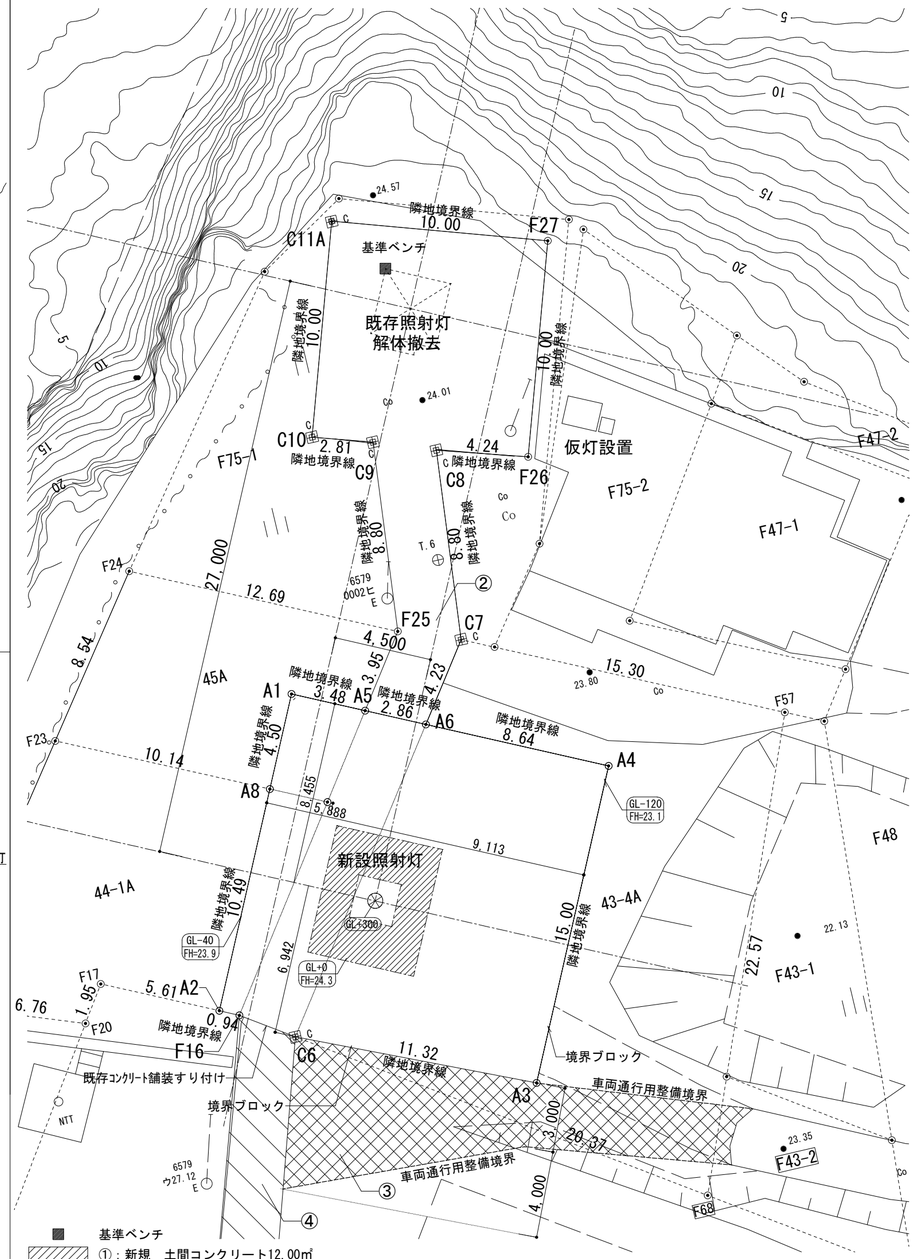

【配置図兼外構図　S=1/200】

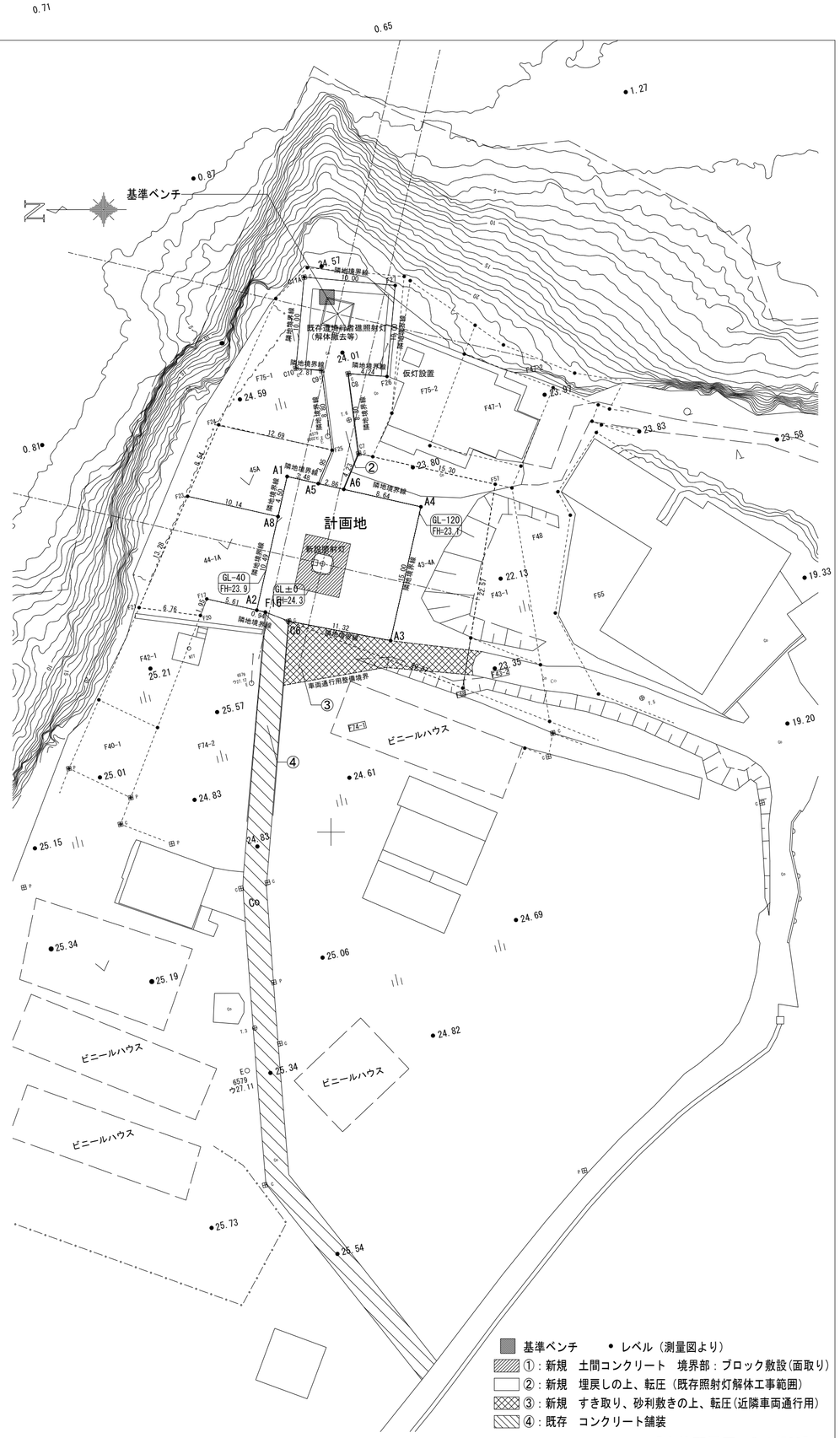

【全体配置図　S=1/500】

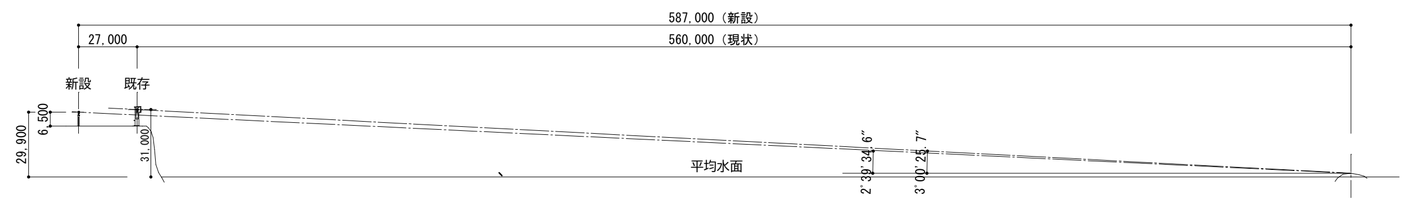

【照射想定断面図　S=1/2000】

令和8年度	工事名	図番	標識名	図面名称	縮尺		作図年月	備考
	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	A-001	遭埼行者礁照射灯	位置図、案内図、全体配置図、配置図兼外構図、照射想定断面図	図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	2026.11	原紙：A2

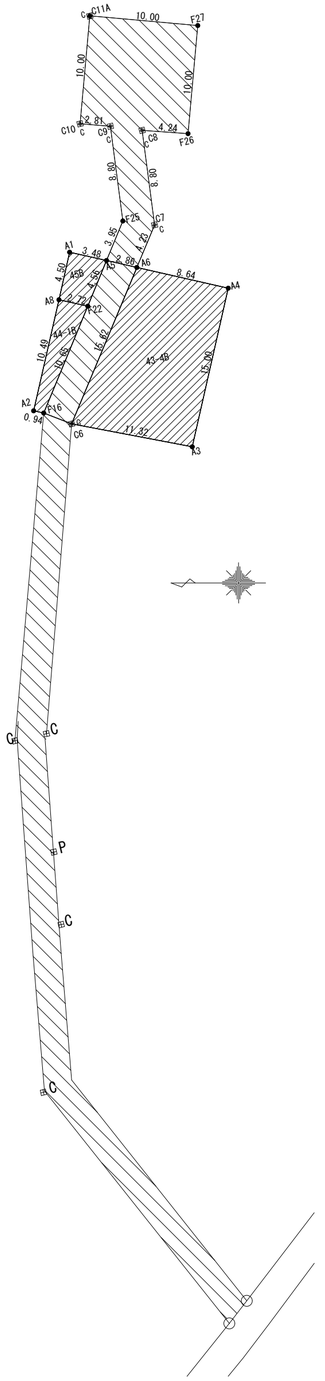

【敷地求積図　S=1/400】

照射灯敷地求積表

既存

地　番	既存	H26耐震補強工事既存図より		
		面　積	410.78	
		地　積	410.78 ㎡	

新規

地　番	43-4B			
測　点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距　離
A6	166898.537	16237.499	234842.948037	15.62
C6	166904.571	16223.083	-82510.600138	11.32
A3	166893.451	16220.948	-234603.570924	15.00
A4	166890.108	16235.572	82574.119192	8.64
		倍　面　積	302.896167	
		面　積	151.4480835	
		地　積	151.44 ㎡	

新規

地　番	44-1B			
測　点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距　離
A8	166905.737	16234.525	81140.155950	10.49
A2	166908.076	16224.291	22957.371765	0.94
F16	166907.152	16224.079	-81087.946842	10.65
F22	166903.078	16233.923	-22971.001045	2.72
		倍　面　積	38.579828	
		面　積	19.2899140	
		地　積	19.28 ㎡	

新規

地　番	45B			
測　点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距　離
A1	166904.733	16238.915	71499.942745	4.50
A8	166905.737	16234.525	-26868.138875	2.72
F22	166903.078	16233.923	-71477.962969	4.56
A5	166901.334	16238.138	26874.118390	3.48
		倍　面　積	27.959291	
		面　積	13.9796455	
		地　積	13.97 ㎡	

新規取得敷地	小　計	184.7176430
（既存＋新規） 敷地面積	合　計	595.49 ㎡

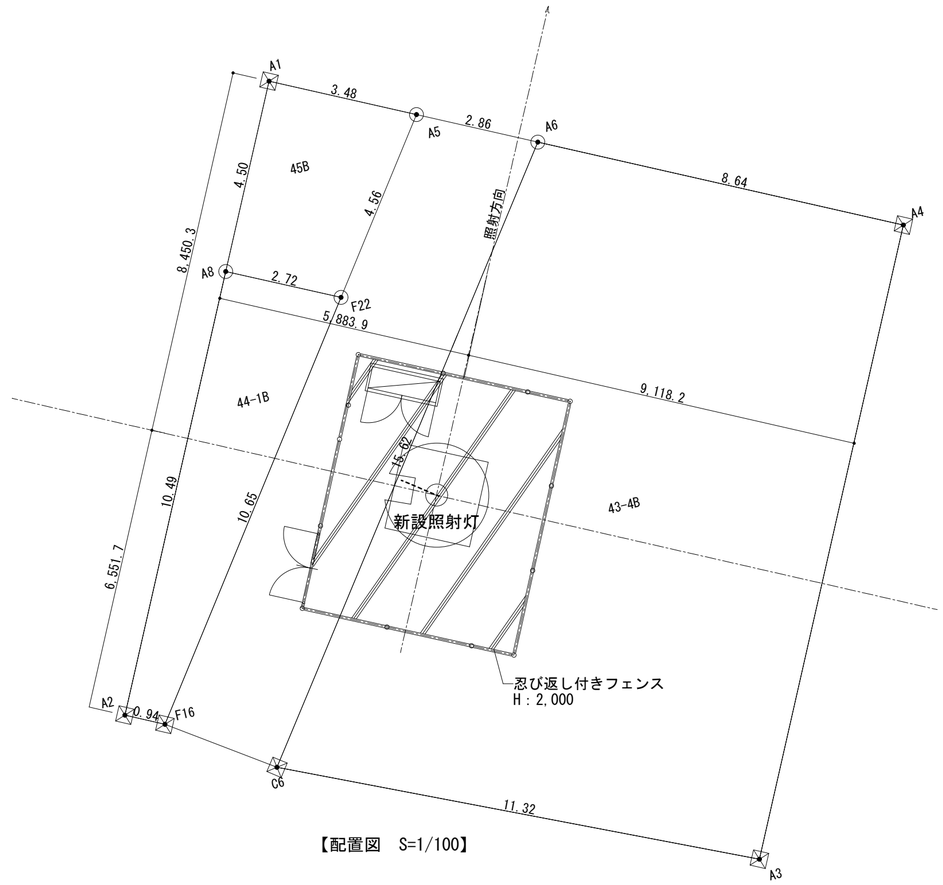

【配置図　S=1/100】

コンクリート境界柱設置
90×90×600

令和8年度	工事名	図番	標識名	図面名称	縮尺		作図年月	備考
	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	A-002	遭埼行者礁照射灯	敷地図、配置図	図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	2026.11	原紙：A2

雷保護設備凡例

番号	記号	名称
		突針　ＯＴ型 支持管　ステンレス管（ＳＵＳ３０４） ４８．６φ（３ｔ）　３．３ｍ
1	⊠	端子ボックス　露出用　２端子　（ステンレス製）
2	═══	銅線　２．０　×　１３ 保護管　Ｇ２８（ＳＵＳ）防食テープ巻き 保護管取付金物　外壁用
3	▲	銅線接続クランプ
4	———	環状接地極　銅線　２．０　×　１９
5	⏚	垂直接地極　単独用アース棒　１４φ　×　１５００

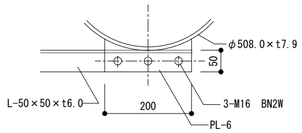

材質は全てSUS304　2Bとする。

梯子取付部　S=1:10

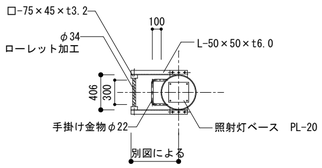

材質は全てSUS304　2Bとする。

鋼管柱平面図　S=1:50

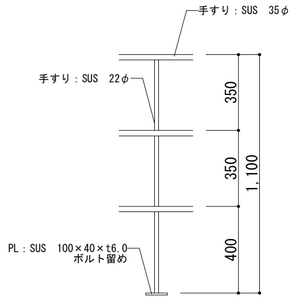

材質は全てSUS304　2Bとする。

手すり詳細図　S=1:20

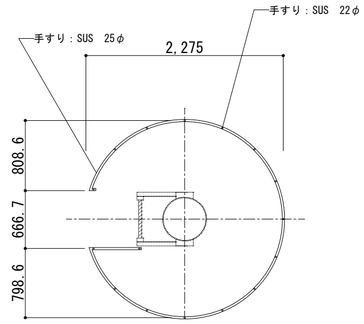

材質は全てSUS304　2Bとする。

手すり平面図　S=1:50

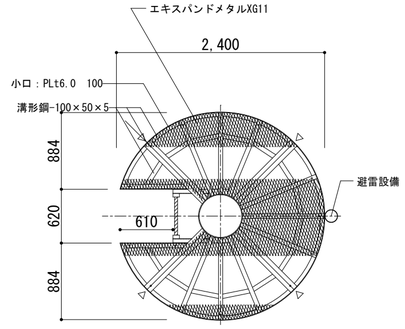

△：斜材設置個所

点検台平面図　S=1:50

材質は全てSUS304　2Bとする。

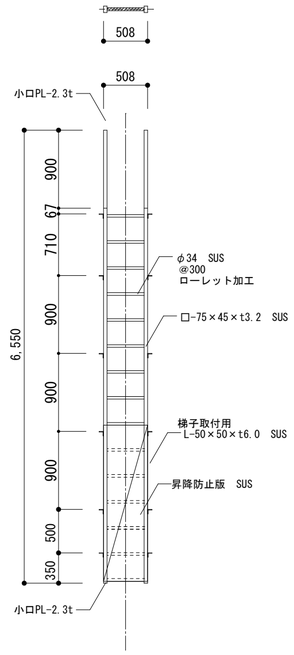

材質は全てSUS304　2Bとする。

梯子姿図　S=1:50

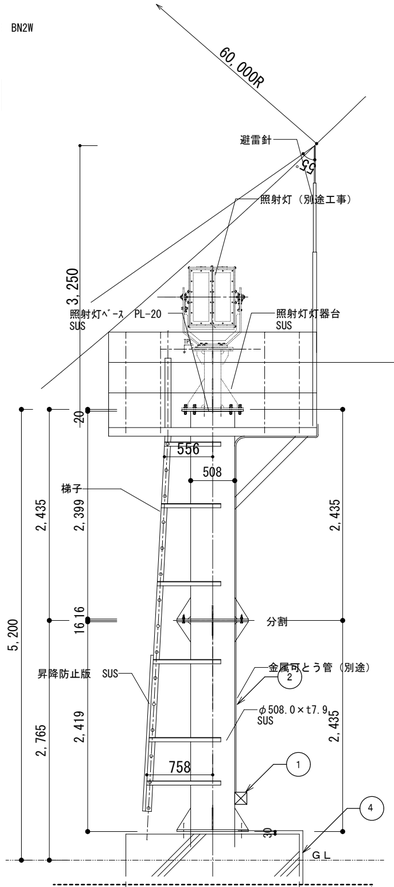

材質は全てSUS304　2Bとする。

鋼管柱側面図　S=1:50

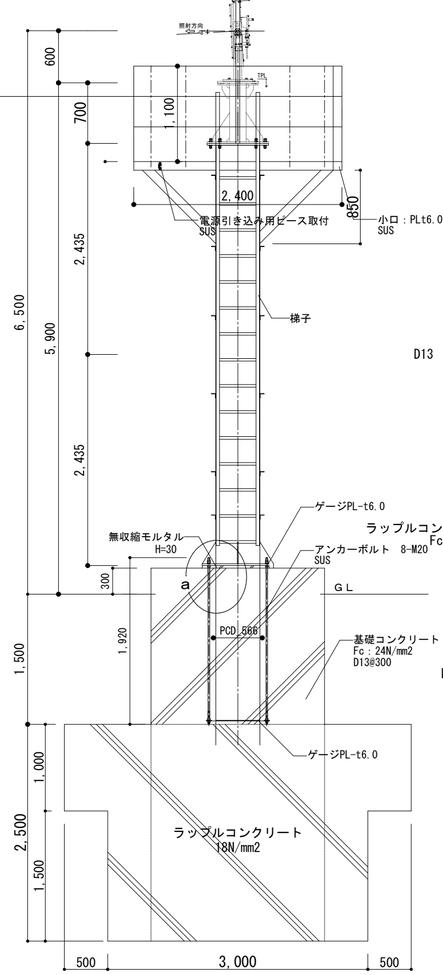

鋼管柱立面図　S=1:50

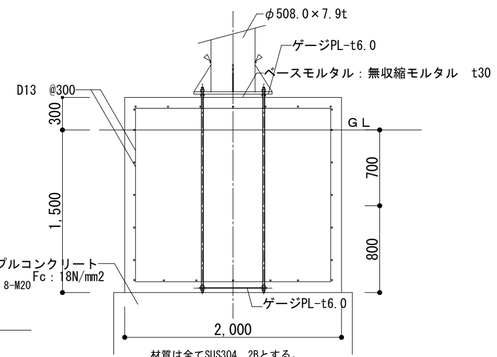

材質は全てSUS304　2Bとする。

基礎断面配筋図　S=1:20

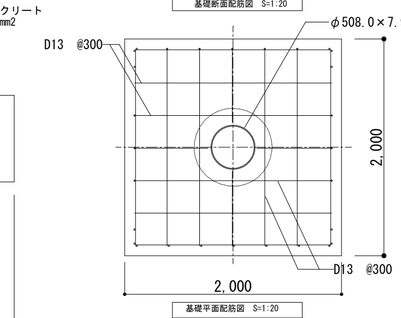

基礎断面配筋図　S=1:20

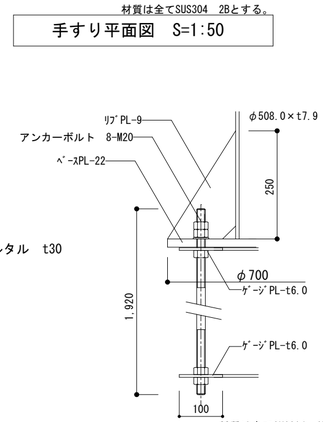

材質は全てSUS304　2Bとする。

a部詳細図S=1:10

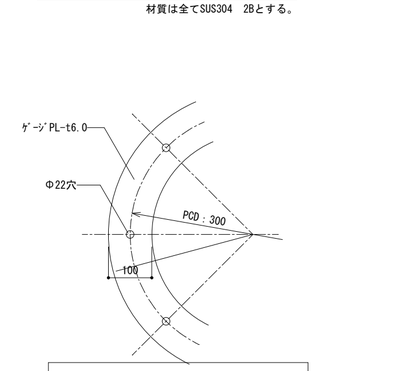

材質は全てSUS304　2Bとする。

ｹﾞｰｼﾞﾌﾟﾚｰﾄ　S=1:10

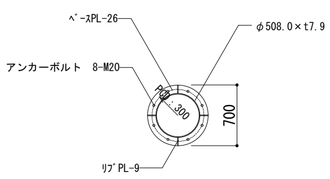

材質は全てSUS304　2Bとする。

ベースプレート　S=1:50

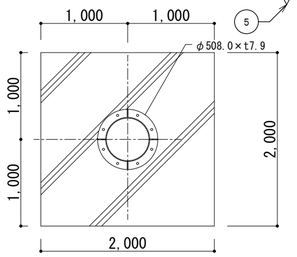

基礎平面図S=1:50

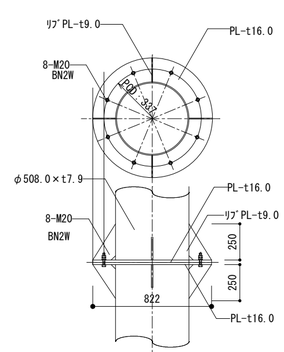

フランジ　S=1:30

材質は全てSUS304　2Bとする。

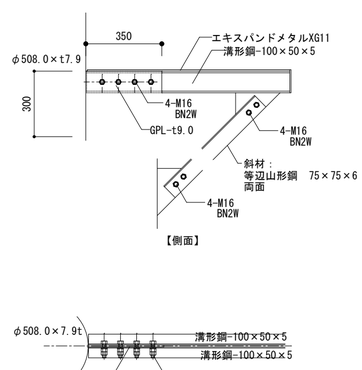

材質は全てSUS304　2Bとする。

点検台取付部　S=1:20

令和8年度	工事名	図番	標識名	図面名称	縮尺		作図年月	備考
	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	A-003	遭埼行者礁照射灯	平面図、各詳細図	図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	2026.11	原紙：A2

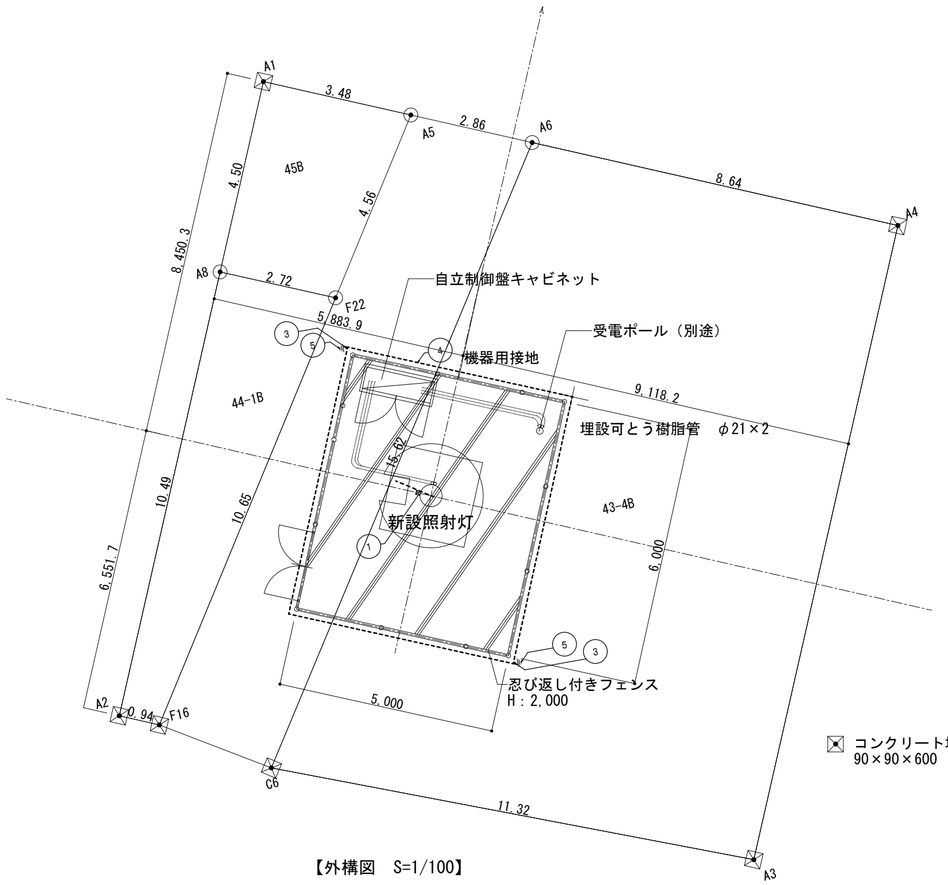

【外構図　S=1/100】

コンクリート境界柱設置
90×90×600

自立制御盤キャビネット
・ステンレス製、屋外用
・ＩＰ４４
・メーカー標準塗装
・キー付ハンドル
・日東工業製
OE50-11419B又は同等品

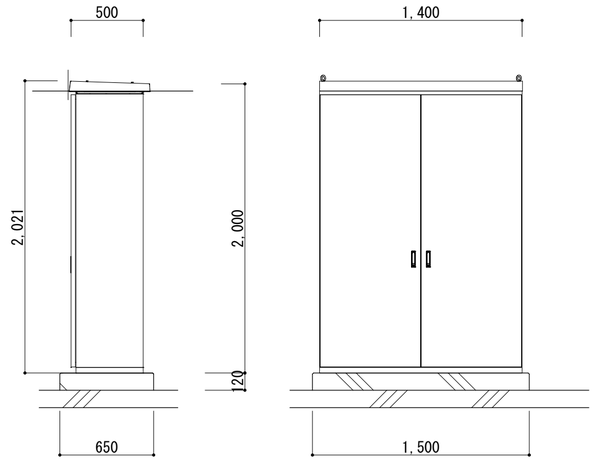

制御盤　姿図　1/30

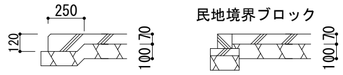

外構舗装詳細　S=1/30

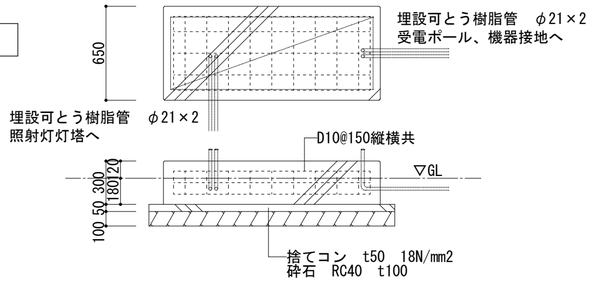

両側門扉 S=1/30

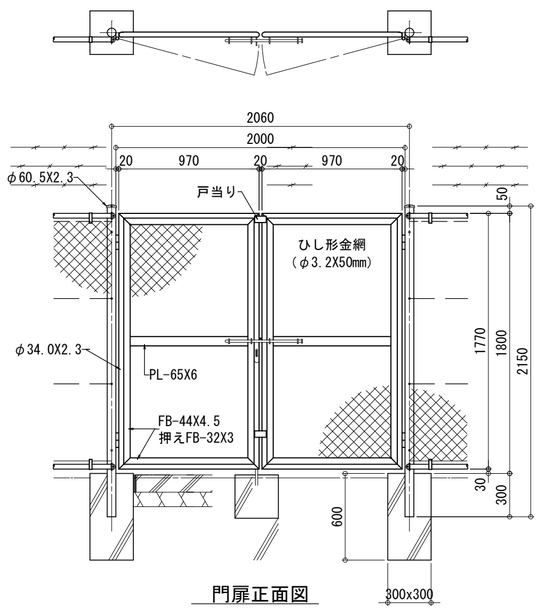

門扉正面図
S=1/30

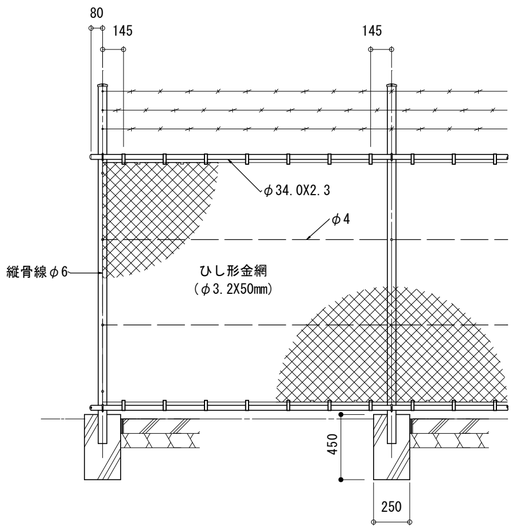

フェンス立面図
S=1/30

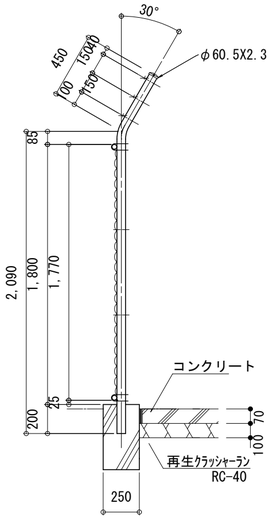

フェンス側面図兼舗床電面図
S=1/30

電保護設備凡例

番号	記号	名称
		突針　ＯＴ型 支持管　ステンレス管（ＳＵＳ３０４） ４８．６φ（ｓｔ）　３．３ｍ
1	☒	端子ボックス　露出用　２端子　（ステンレス製）
2		銅線　２．０　×　１３ 保護管　Ｇ２８（ＳＵＳ）防食テープ巻き 保護管取付金物　外壁用
3	▲	銅線接続クランプ
4	—·—	環状接地極　銅線　２．０　×　１９
5	⏚	垂直接地極　単独用アース棒　１４φ　×　１５００

※　ＪＩＳ　Ｚ　９２９０：２０１９の規定に基づく。

※　環状接地極によって囲われる面積の等価半径が５ｍ以下となる為、垂直接地極を追加施設する。

ＬＰＳのクラスに応じた受雷部の配置

ＬＰＳクラス	保護方法	
	回転球体半径　Ｒ（m）	保護角度　α（°）
Ⅳ	60	受雷部の高さによって保護角度が異なる ＪＩＳＺ　図２又は表２Ａの保護角度を参照する

引下げ導線の平均間隔

ＬＰＳのクラス	平均間隔（m）
Ⅲ	２０

令和8年度	工事名	図番	標識名	図面名称	縮尺		作図年月	備考
	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	A-004	遭埼行者礁照射灯	外構図	1/50	第九管区海上保安本部　交通部整備課	2026.11	原紙：A2

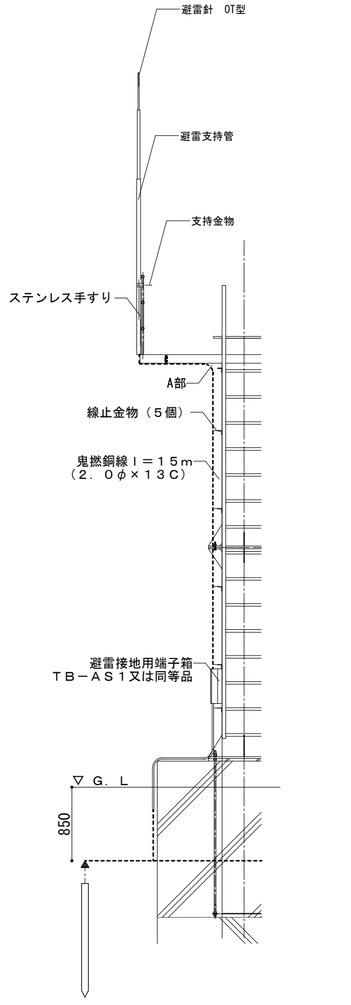

避雷設備全体図　Ｓ＝１／５０

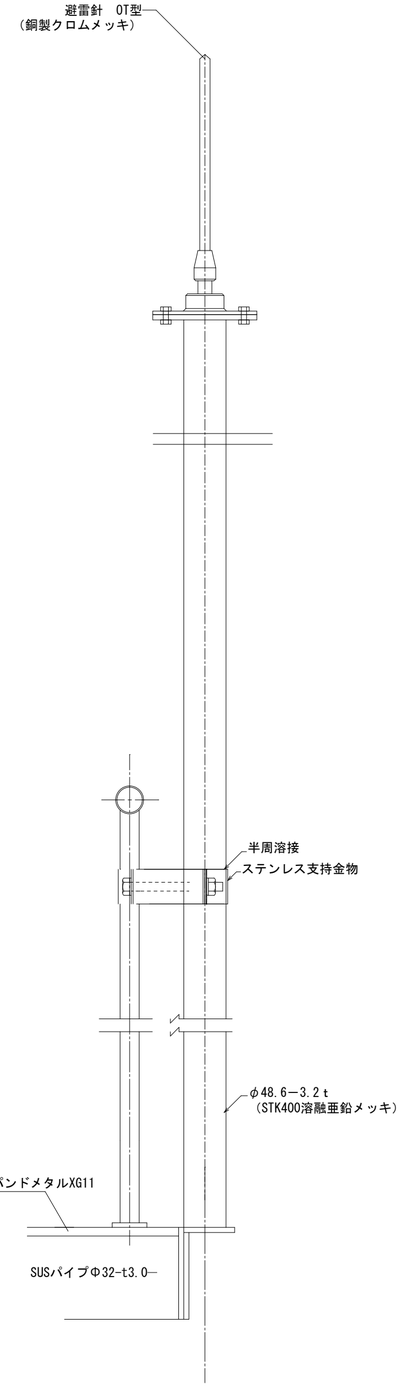

避雷突針及び支持金物詳細図　Ｓ＝１／５

※避雷設備設置後、接地抵抗を測定し、監督職員へ報告のこと。

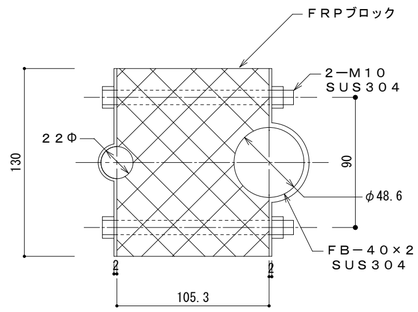

ステンレス支柱金物詳細図　Ｓ＝１／３

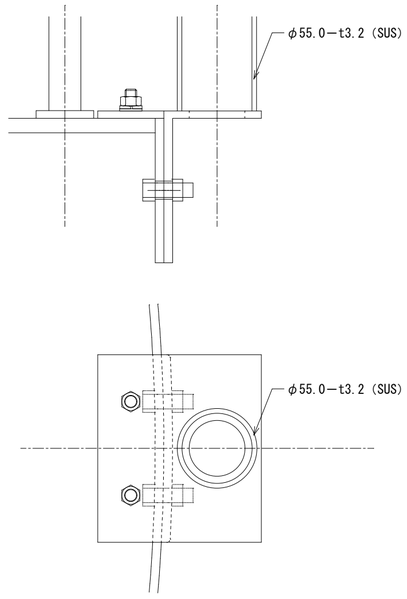

支柱ベースプレート詳細図　Ｓ＝１／３

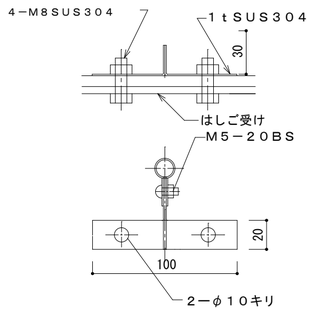

線止金物詳細図　Ｓ＝１／３

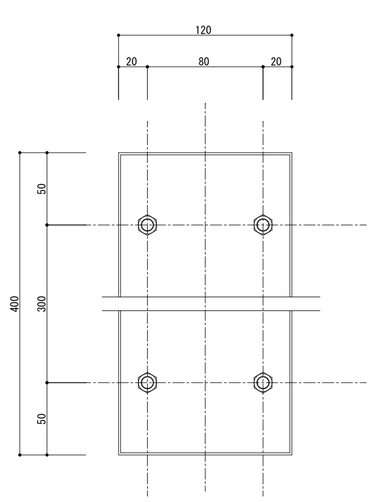

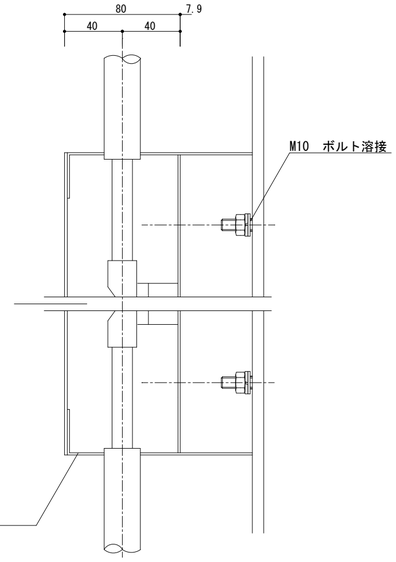

避雷接地用端子箱詳細図　Ｓ＝１／３

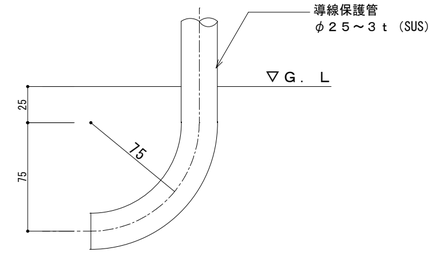

導線保護管埋設端部詳細図　Ｓ＝１／３

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.２	図番 A-005	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 避雷設備詳細図	縮尺 図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2

灯器台詳細図

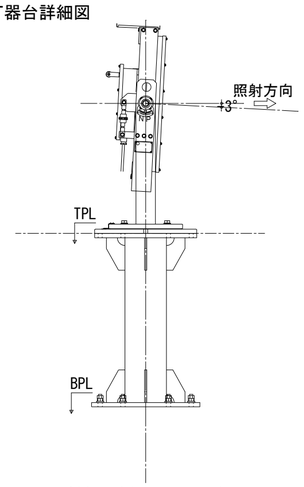

照射灯　側面図　S=1/20

材質は全てSUS304　2Bとする。

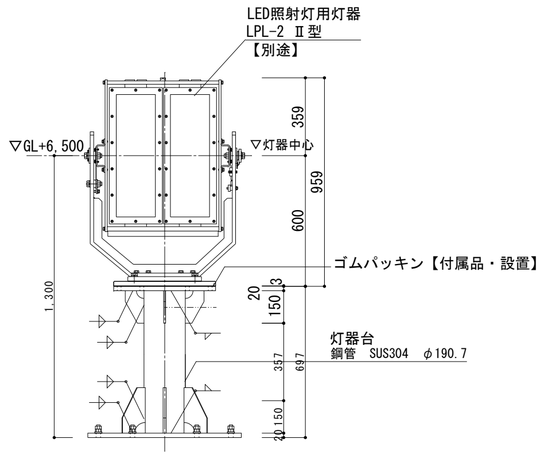

灯器台ベッド・灯器台 断面詳細図　S=1/20

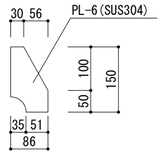

灯器台RPL　　S=1/10

材質は全てSUS304　2Bとする。

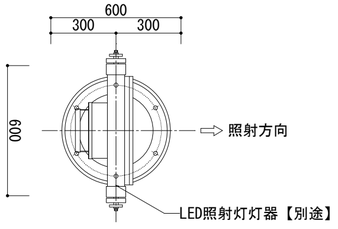

灯器台ベッド　平面図　S=1/20

材質は全てSUS304　2Bとする。

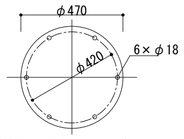

灯器台TPL　S=1/20

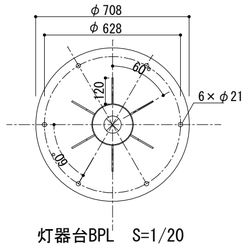

灯器台BPL　S=1/20

灯器台製作図　S=1/20

材質は全てSUS304　2Bとする。

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 A-006	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 灯器台製作図	縮尺 図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2



既存解体配置図　S=1/400

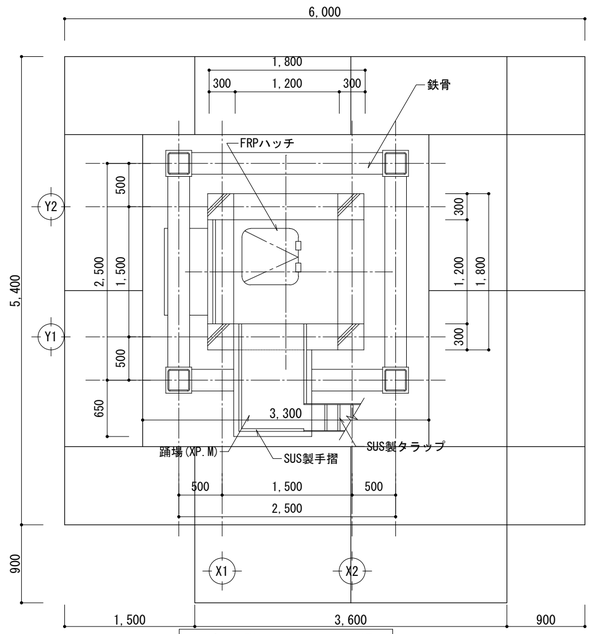

既存２階平面図　S=1/50

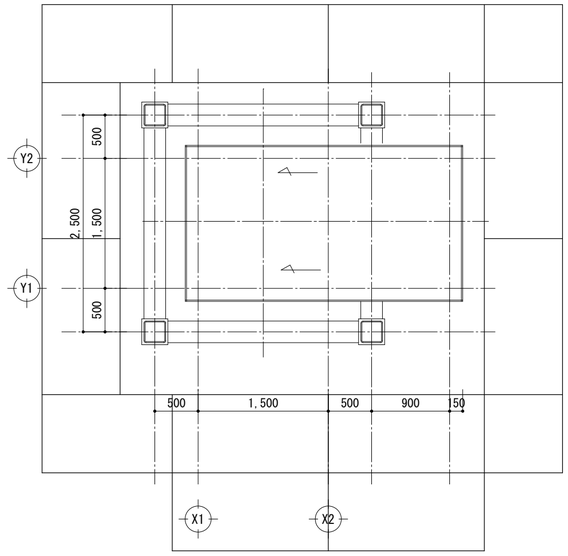

既存屋根伏図　S=1/50

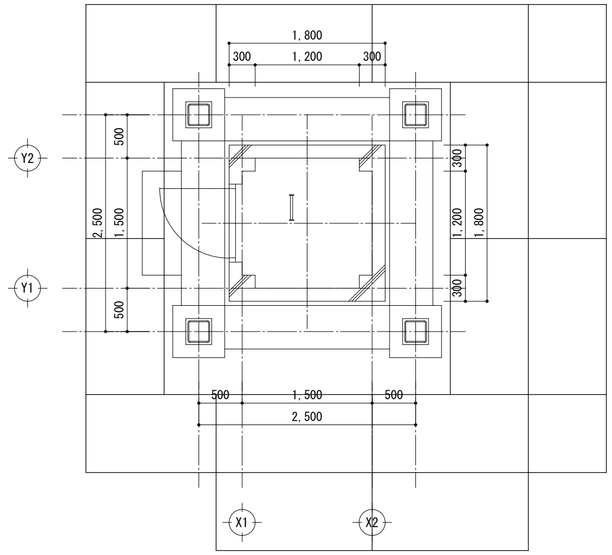

既存１階平面図　S=1/50

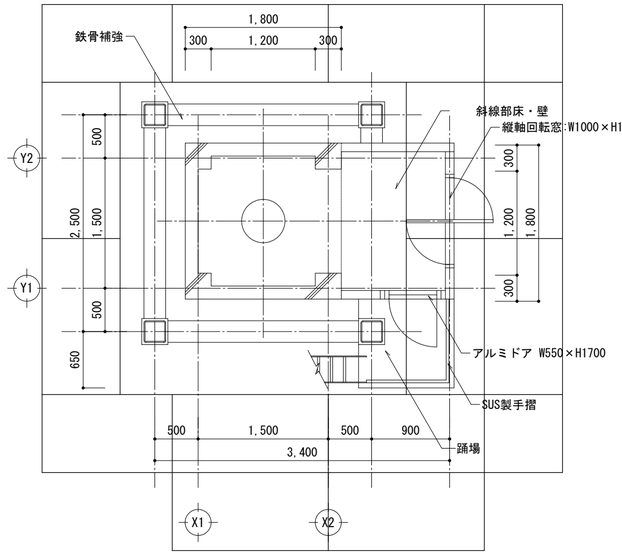

既存３階平面図　S=1/50

既存解体平面図　S=1/50

令和8年度	工事名	図番	標識名	図面名称	縮尺		作図年月	備考
	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	K-001	遭埼行者礁照射灯	解体撤去図　既存配置図、既存平面図	1/50	第九管区海上保安本部　交通部整備課	2026.11	原紙：A2

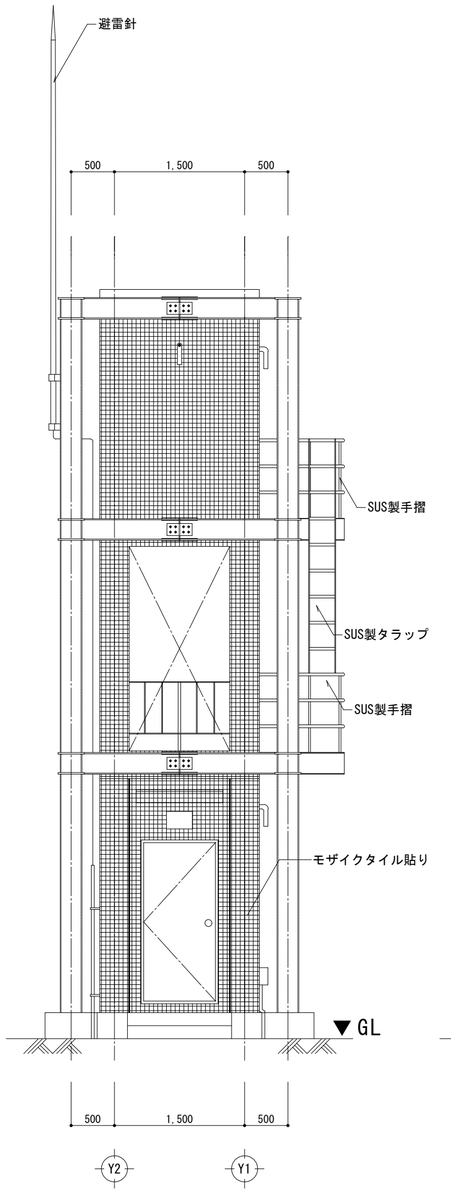

既存西立面図　S=1/50

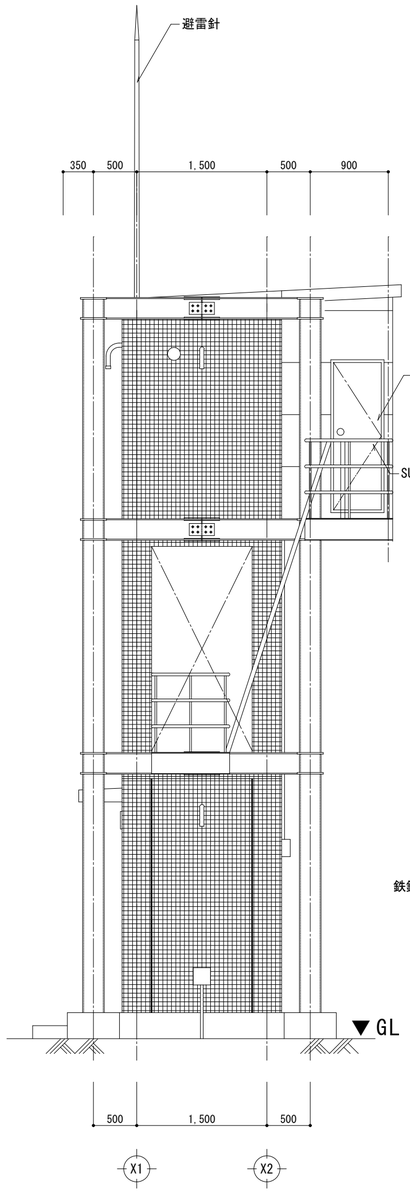

既存南立面図　S=1/50

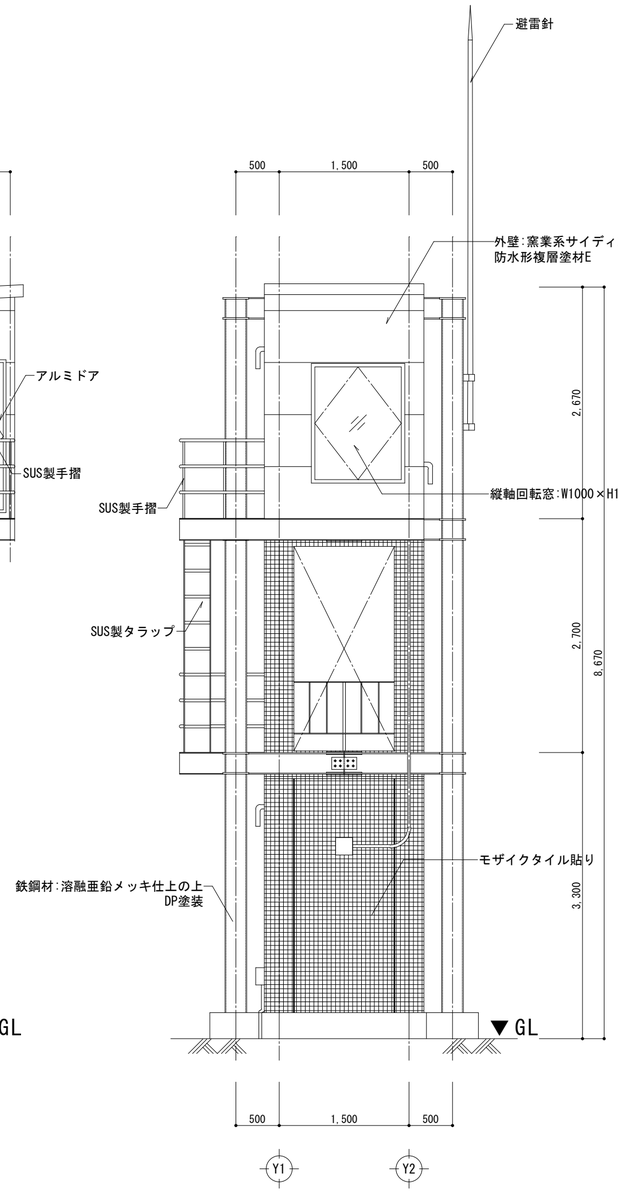

既存東立面図　S=1/50

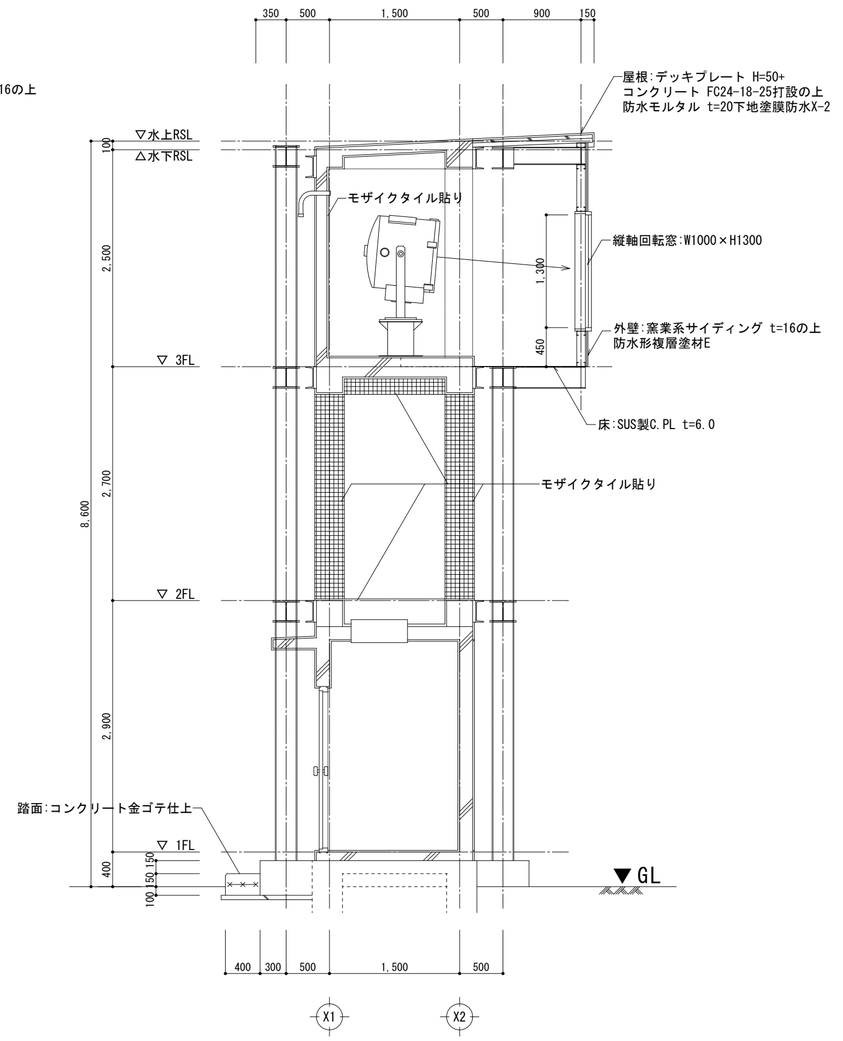

既存断面図　S=1/50

解体撤去　既存立面図・既存断面図　S=1/50

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 K-002	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 解体撤去図　既存立面図、既存断面図	縮尺 1/50	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2

解体撤去

符号名称	片開戸 1箇所	縦軸回転窓 1箇所	ステンレス片開戸 1箇所	
姿　図	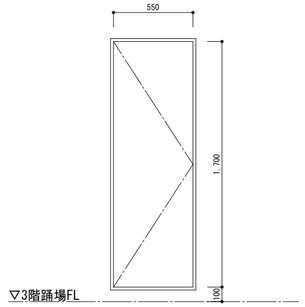	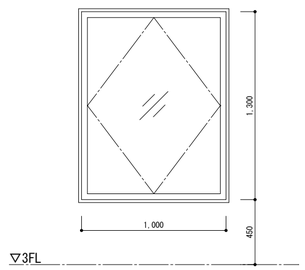	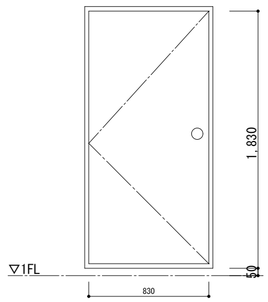	
位置個数	3階　1箇所	3階　1箇所	1階　1箇所	
材　質	アルミ（パネルドア）	アルミ	ステンレス	
仕　上	電解着色	電解着色	ヘアライン	
金　物	ドアノブ、シリンダー錠、特殊錠、ドアストッパー	レバーハンドル、付属金物一式	付属金物一式	
ガ ラ ス	-	FL6		
見　込	70	100	100	
備　考	耐風圧性:S-4			

タラップ１（１階～２階） 1箇所

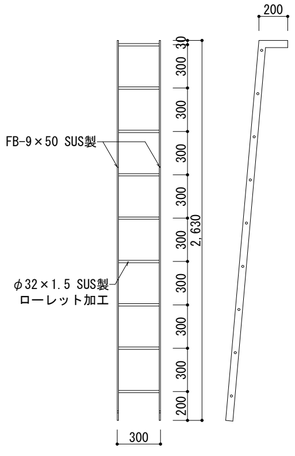

タラップ２（２階～３階） 1箇所

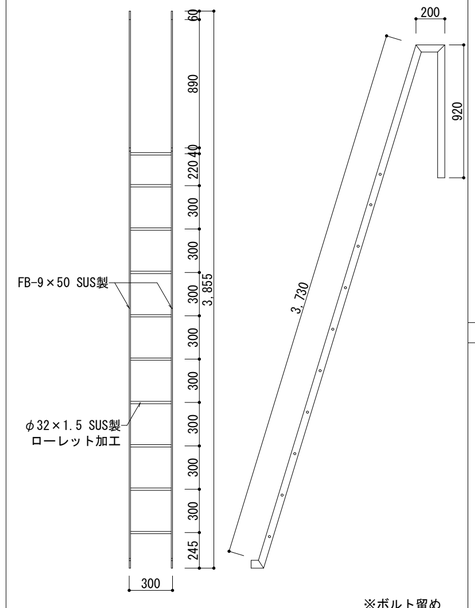

※ボルト留め

２階手摺　１－１ 1箇所

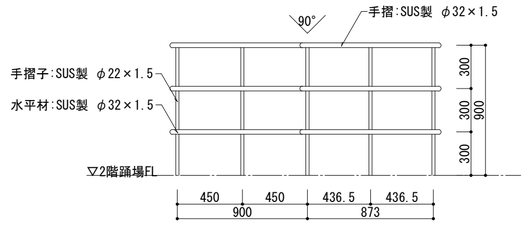

２階手摺　１－２ 1箇所

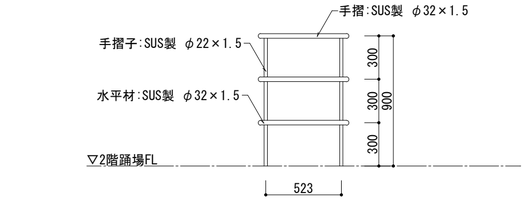

※ボルト留め

２階手摺　２ 1箇所

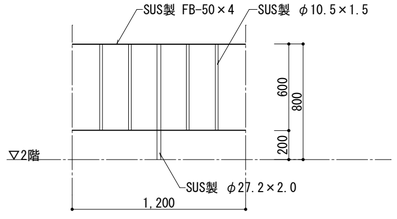

３階手摺１ 1箇所

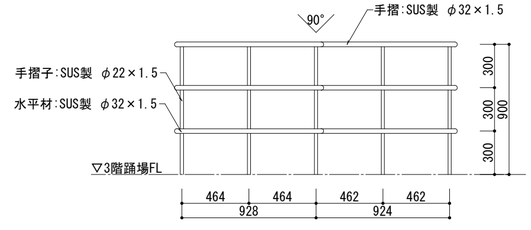

※ボルト留め

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 K-003	標題名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 解体撤去図　既存建具表・部分詳細図	縮尺 1/30	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2

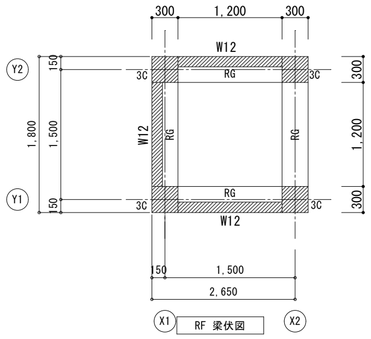

RF 梁伏図

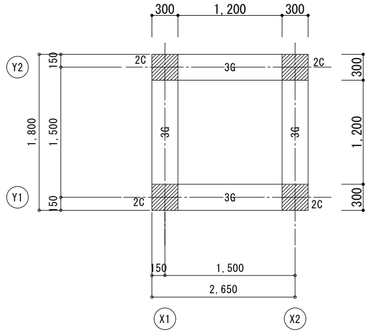

3F 梁伏図

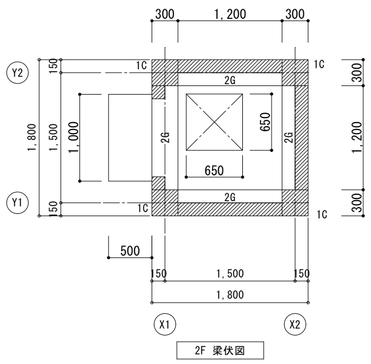

2F 梁伏図

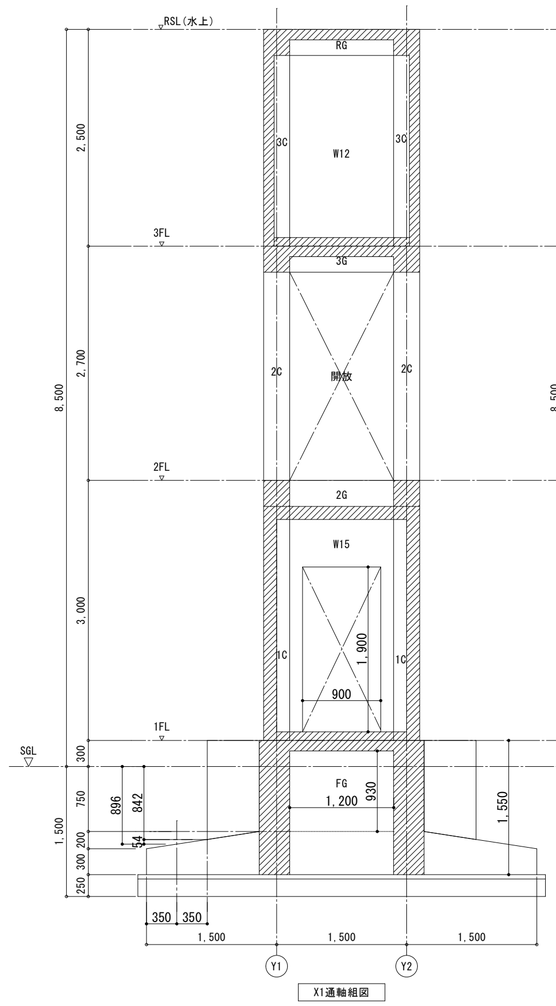

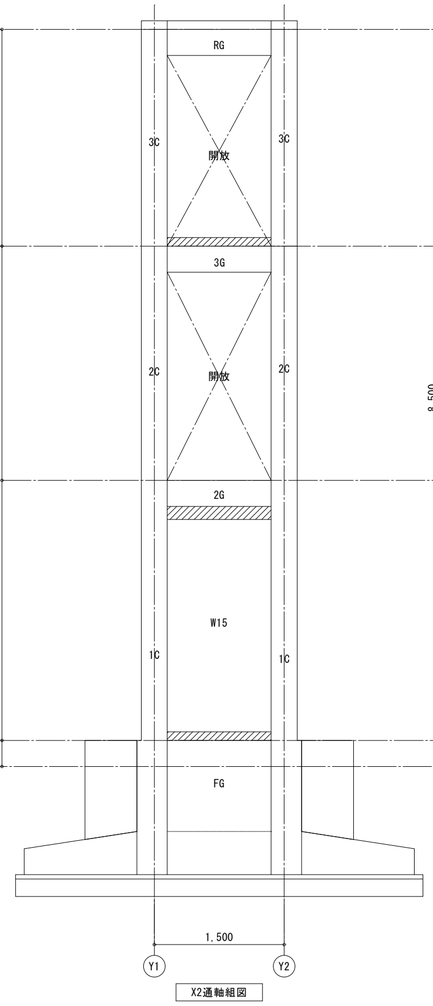

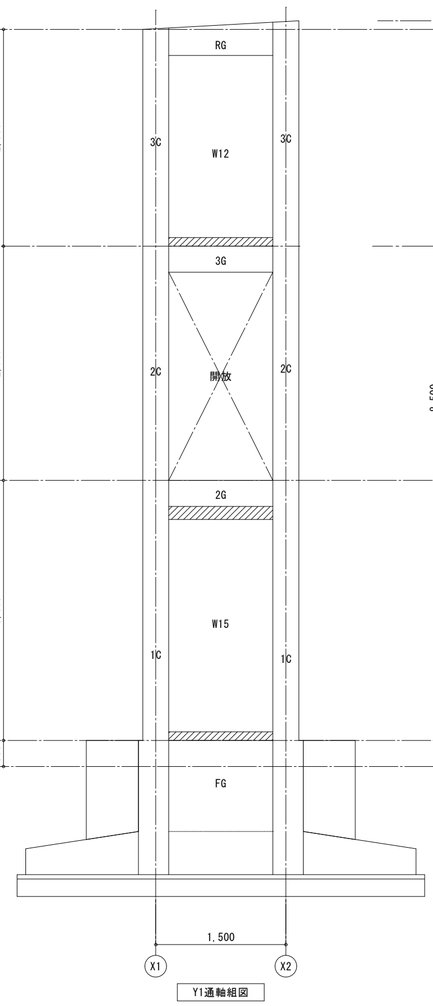

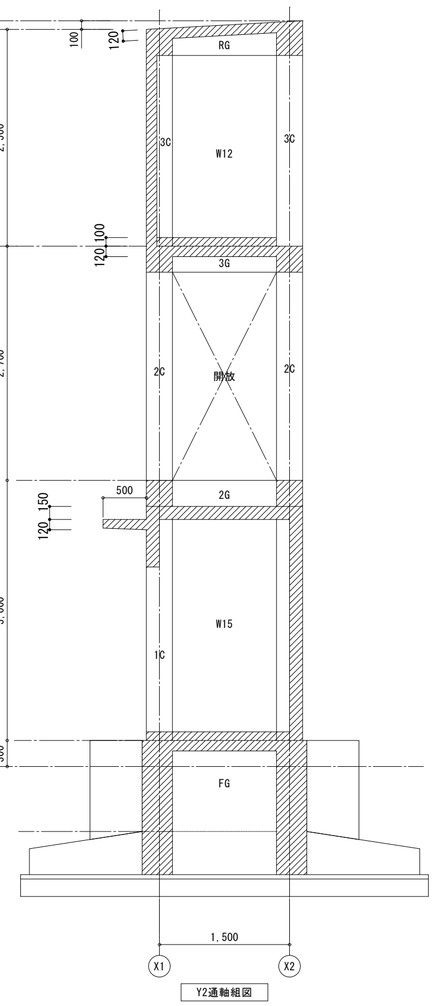

解体撤去範囲

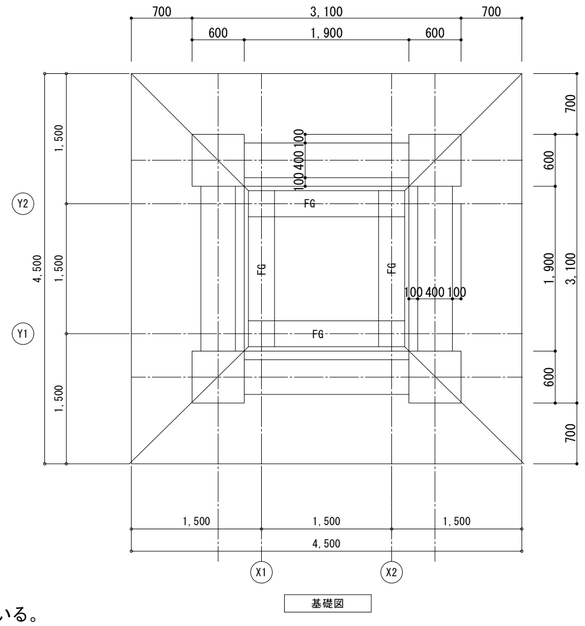

基礎図

符　号	1C,2C,3C
断面	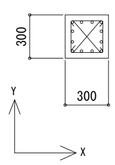
主　筋	12 - 19φ
Ｈｏｏｐ	9φ @ 200
Ｄ.Ｈ	9φ @ 600
備　考	

符　号	W12	W15
断面	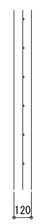	
縦　筋	9φ @ 200	9φ @ 200
横　筋	9φ @ 200	9φ @ 200
開口補強	縦・横　1-13φ	縦・横　1-13φ
	斜筋　1-13φ	斜筋　1-13φ

符　号	2G,3G,RG(全断面)	FG(全断面)
断　面	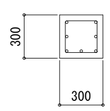	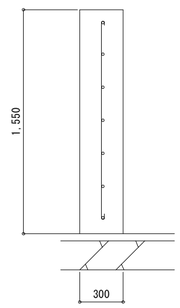
上端筋	2 - 19φ	1 - 19φ
下端筋	3 - 19φ	1 - 19φ
ＳＴＰ	2 -9φ @ 200	1 - 13φ @ 150
腹　筋	2 - 19φ	5 - 19φ

仕上げタイル貼付 + モルタルが内外全ての表面に施工されている。

令和8年度	工事名	図番	構造名	図面名称	縮尺		作図年月	備考
	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	K-004	遭埼行者礁照射灯	解体撤去図　既存鉄筋コンクリート詳細図	1/30	第九管区海上保安本部　交通部整備課	2026.11	原紙：A2

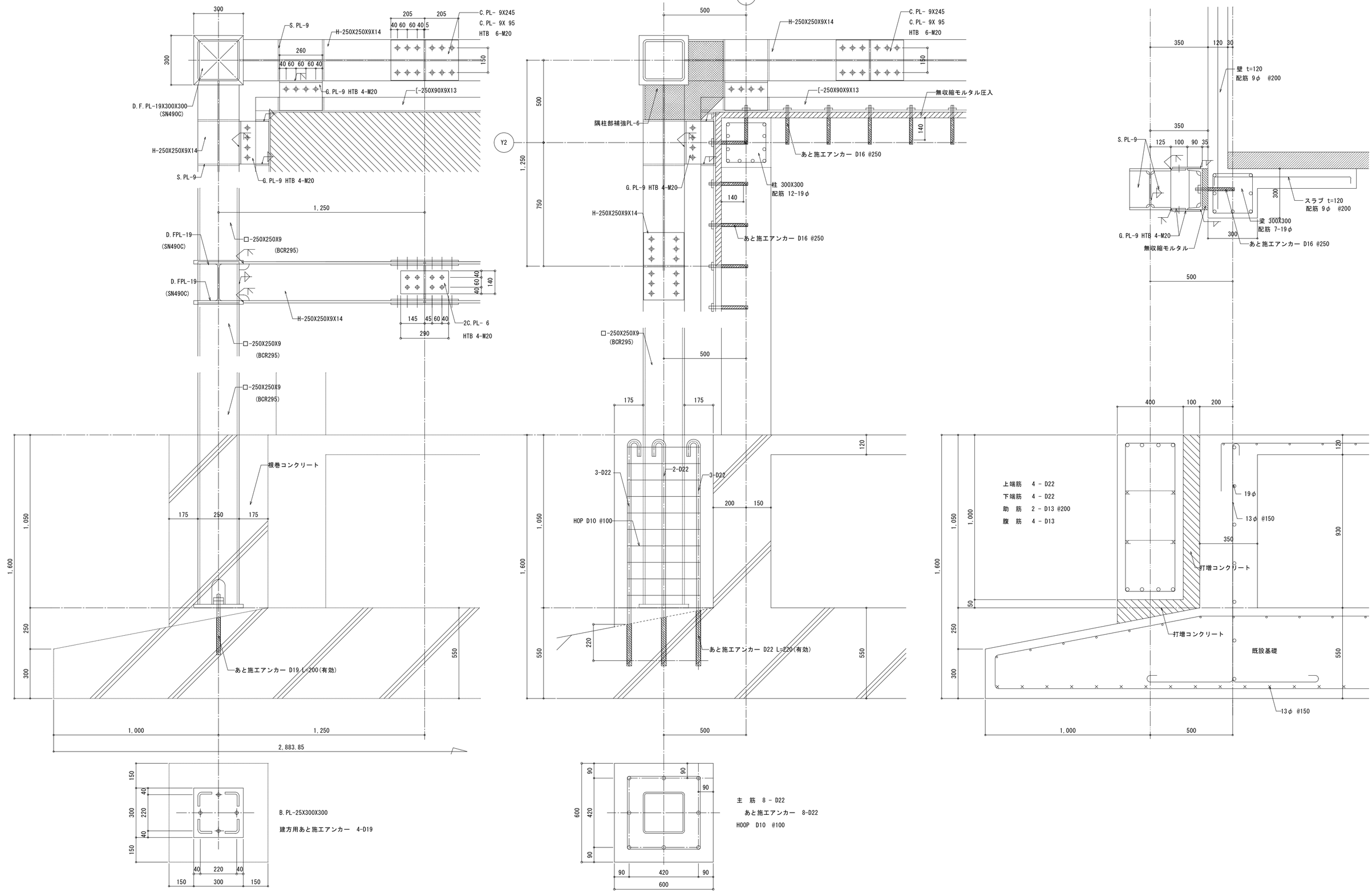

令和8年度	工事名	図番	標識名	図面名称	縮尺		作図年月	備考
	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No. 2	K-005	遭埼行者礁照射灯	解体撤去図　既存鉄骨詳細図	1/15	第九管区海上保安本部　交通部整備課	2026. 11	原紙：A2

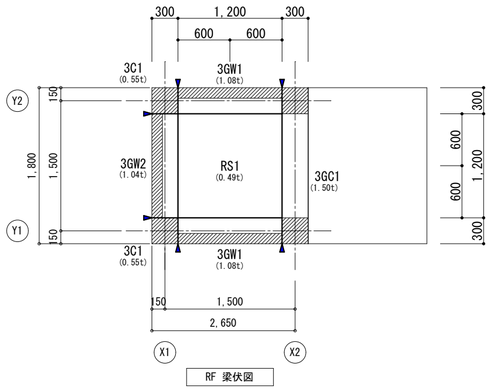

RF 梁伏図

ウォールソー： ―― L= 6.60 m

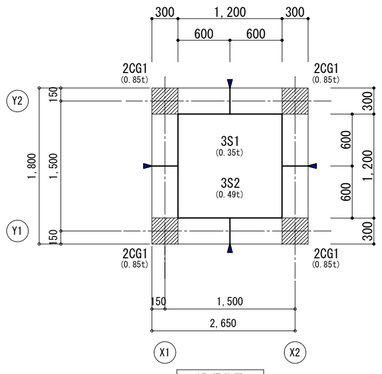

3F 梁伏図

ウォールソー： ―― L= 9.60 m

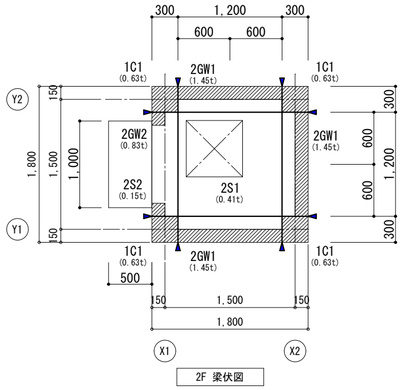

2F 梁伏図

ウォールソー： ―― L= 5.80 m

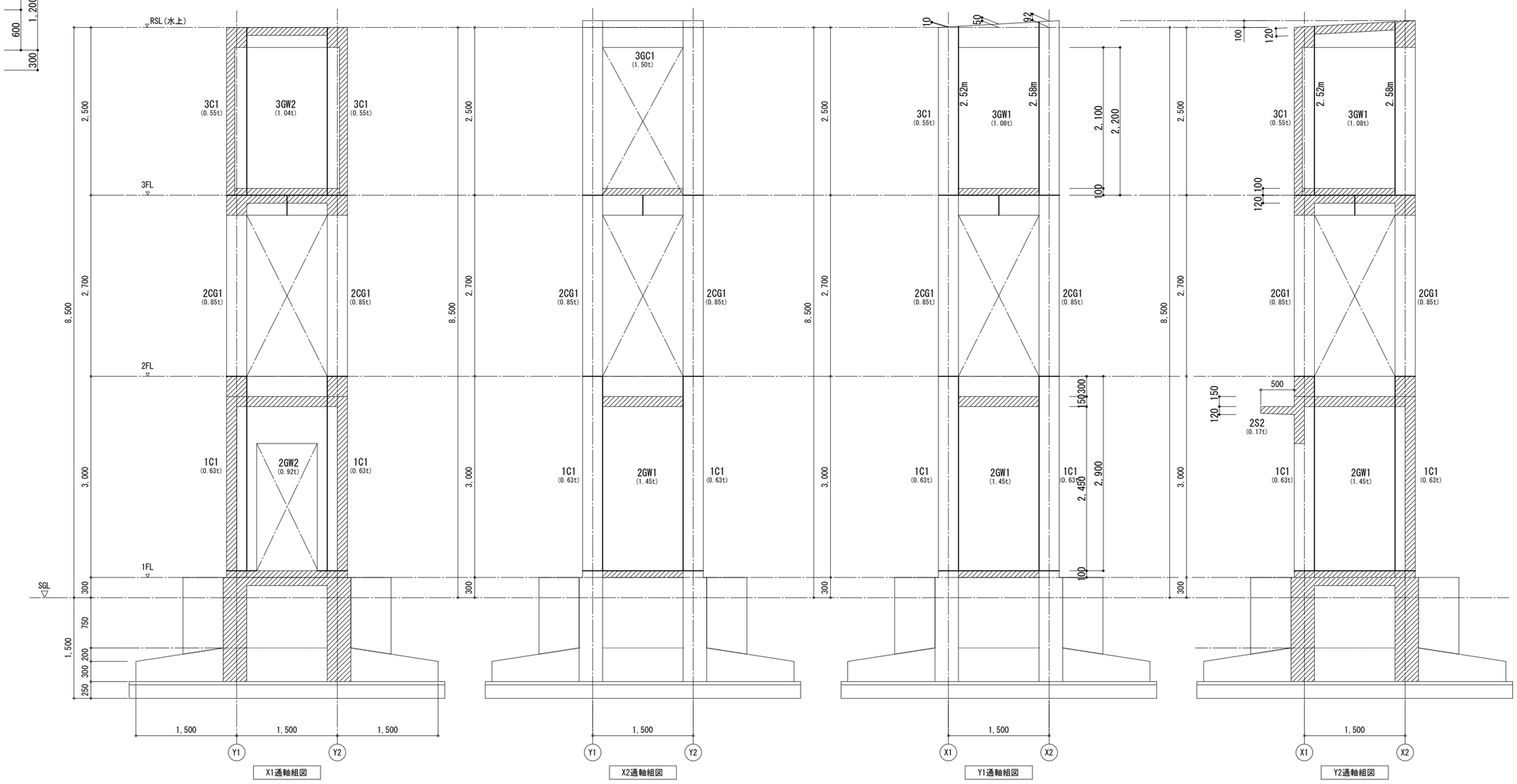

X1通軸組図

ワイヤーソー： ―― L= 6.80 m
ワイヤーソー： ―― L= 0.90 m
ワイヤーソー： ―― L= 6.70 m
計 L=14.40 m

X2通軸組図

ワイヤーソー： ―― L= 0.60 m
ワイヤーソー： ―― L= 0.90 m
ワイヤーソー： ―― L= 7.60 m
計 L= 9.10 m

Y1通軸組図

ワイヤーソー： ―― L= 6.03 m
ワイヤーソー： ―― L= 0.30 m
ワイヤーソー： ―― L= 7.00 m
計 L=13.33 m

Y2通軸組図

ワイヤーソー： ―― L= 6.03 m
ワイヤーソー： ―― L= 0.30 m
ワイヤーソー： ―― L= 7.00 m
計 L=13.33 m

令和8年度	工事名	図番	標識名	図面名称	縮尺		作図年月	備考
	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	K-006	遭埼行者礁照射灯	解体撤去図　既存鉄筋コンクリート及び切断図	1/50	第九管区海上保安本部　交通部整備課	2026.11	原紙：A2

柱	
符　号	C25（柱脚部）
断　面	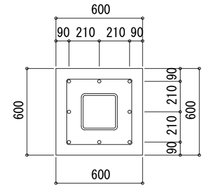
主　筋	2 - 19φ
帯　筋	3 - 19φ
備　考	鉄骨柱 □-250X250X 9 あと施工アンカー 8 - D22 L=220

地中梁	
符　号	FG1（全断面）
断　面	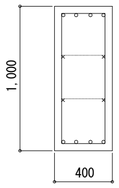
上端筋	4 - D22
下端筋	4 - D22
肋　筋	2 - D13 @200
腹　筋	4 - D13

符号	材質	断面	備考
C25	BCR295	□-250X250X 9	柱脚　B.PL-25X300X300　A.Bolt 4-M20 L=600 柱頭　D.F.PL-19X300X300
G25	SS400	H-250X250X 9X14	フランジ継手　C.PL- 9X245 9X 95X2 HTB 6 - M20 ウェブ継手　2C.PL -6　HTB 4 - M20
b	SS400	[-250X 90X 9X13	あと施工アンカー D16 @250 シングル
CG25	SS400	H-250X125X 6X 9	フランジ 工場突合溶接　ウェブ　工場隅肉溶接
K25	SS400	H-250X125X 6X 9	フランジ 工場突合溶接　ウェブ　工場隅肉溶接
B25	SS400	H-250X125X 6X 9	ウェブ継手　G.PL-6　HTB 3 - M116
P	SUS304	□-100X100X2.0	2G.PL-6　中ボルト 2-M16
胴縁	SUS304	C-100X50X20X2.0 @ 600	G.PL-6 中ボルト 2-M16
床	SUS製チェッカープレート　t=6 根太　L-65X65X 6　G.PL-6 中ボルト 2-M16		
屋根	コンクリートスラブ　配筋 D10@200 クロス デッキプレート t=1.2 h=50　デッキプレート受け C-100X50X20X2.3		

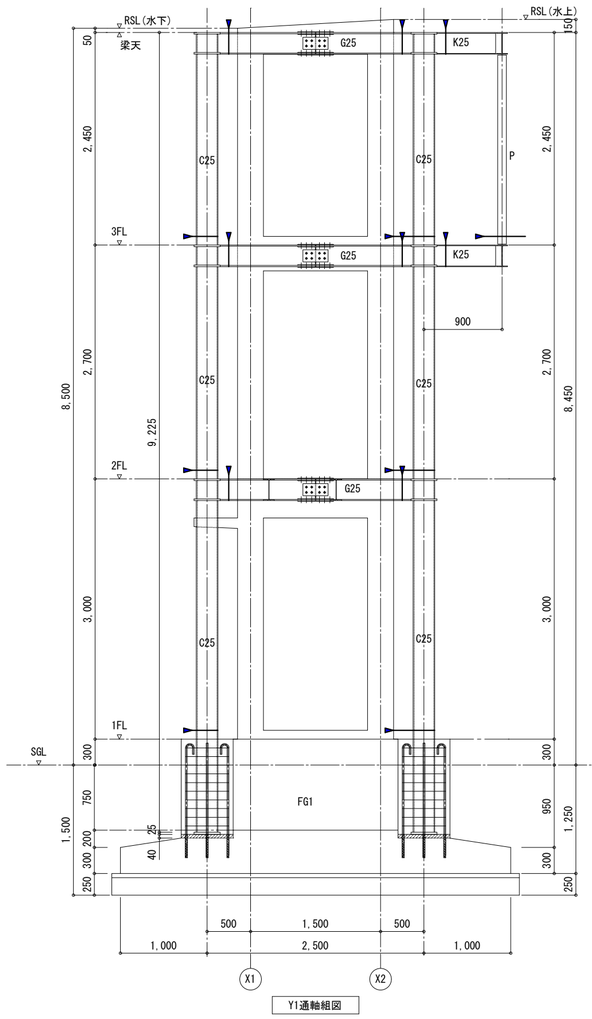

Y1通軸組図

ガス切断箇所：　１５箇所

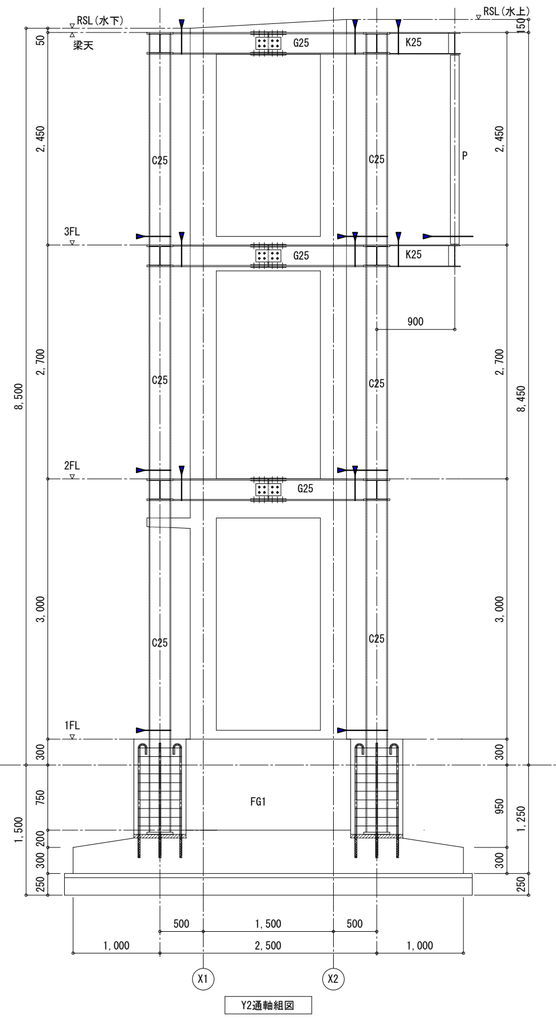

Y2通軸組図

ガス切断箇所：　１５箇所

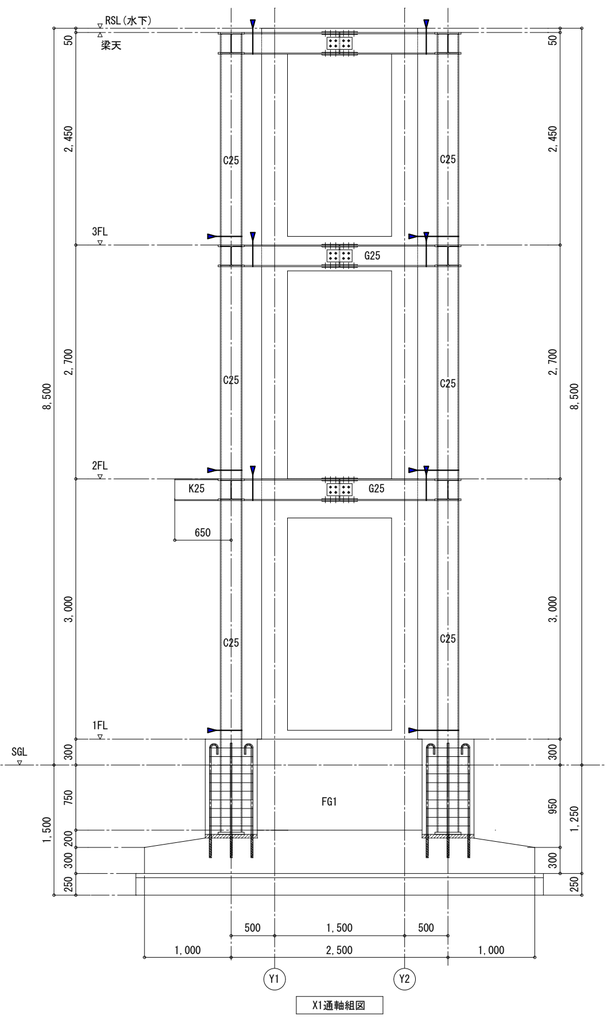

X1通軸組図

ガス切断箇所：　６箇所

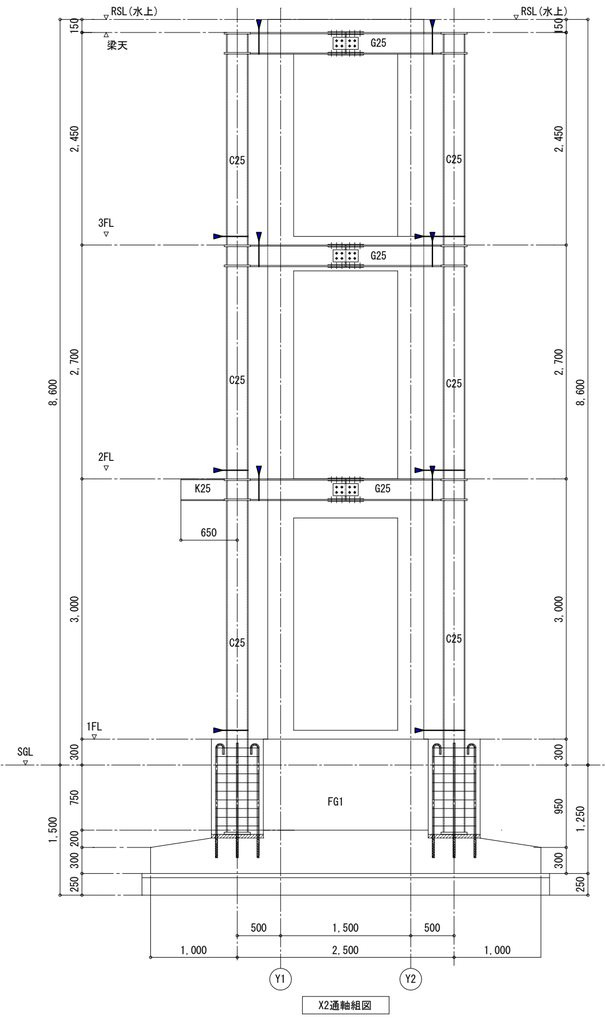

X2通軸組図

ガス切断箇所：　６箇所

ガス切断箇所　計：４２箇所

令和8年度	工事名	図番	標識名	図面名称	縮尺		作図年月	備考
	遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	K-008	遭埼行者礁照射灯	解体撤去図　鉄骨及び切断図	1/50	第九管区海上保安本部　交通部整備課	2026.11	原紙：A2

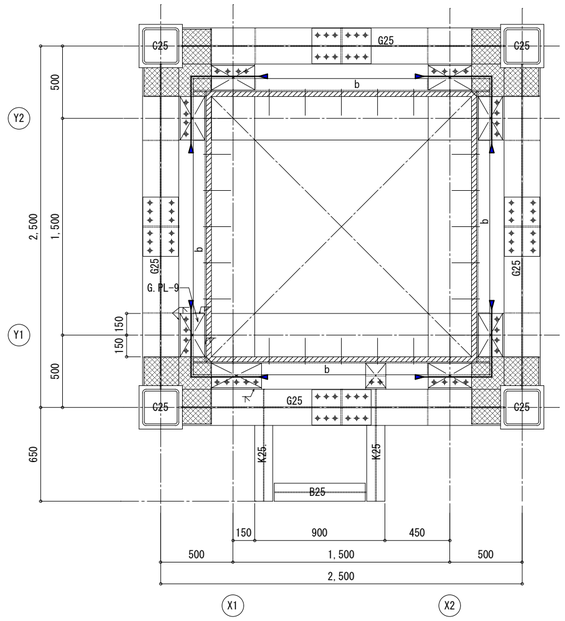

2F 梁伏図

ガス切断箇所： ━━ ８箇所

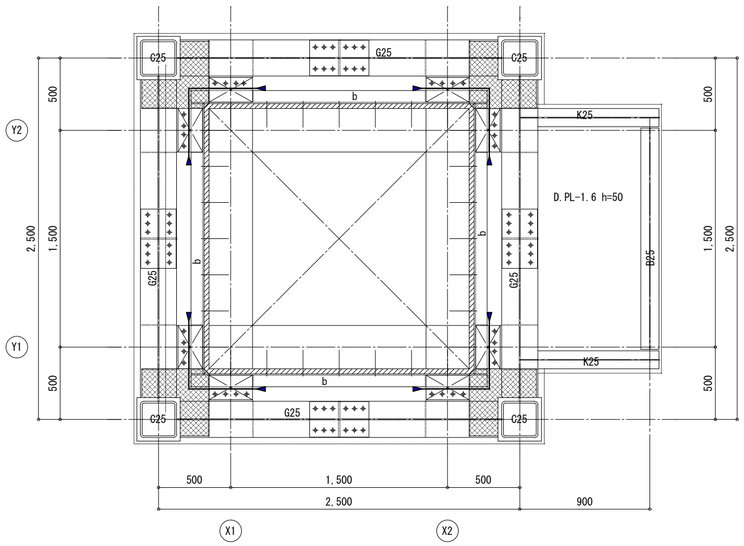

RF 梁伏図

ガス切断箇所： ━━ ８箇所

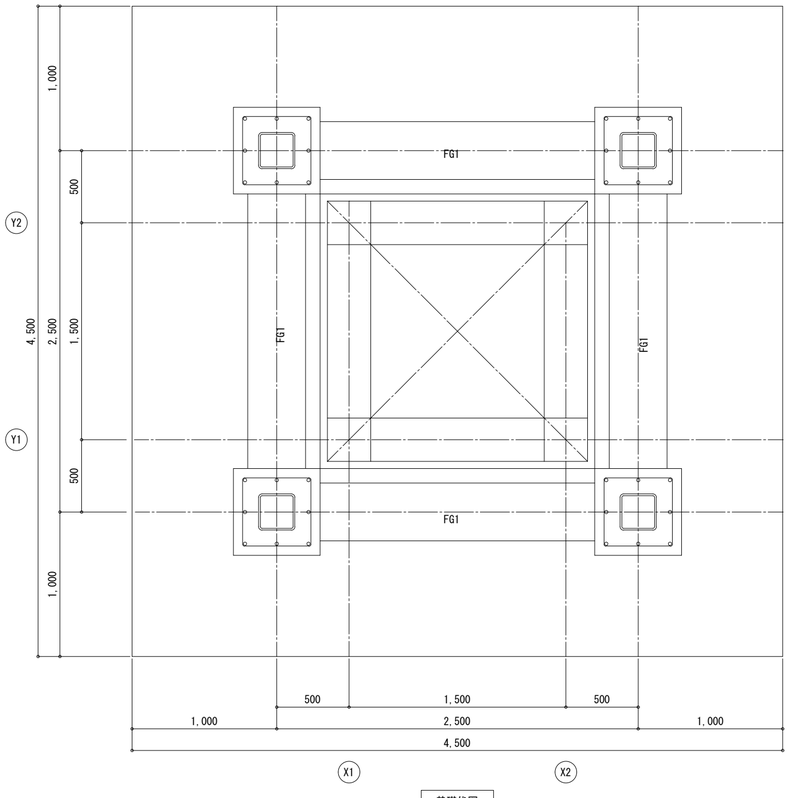

基礎伏図

ガス切断箇所 計：４２箇所

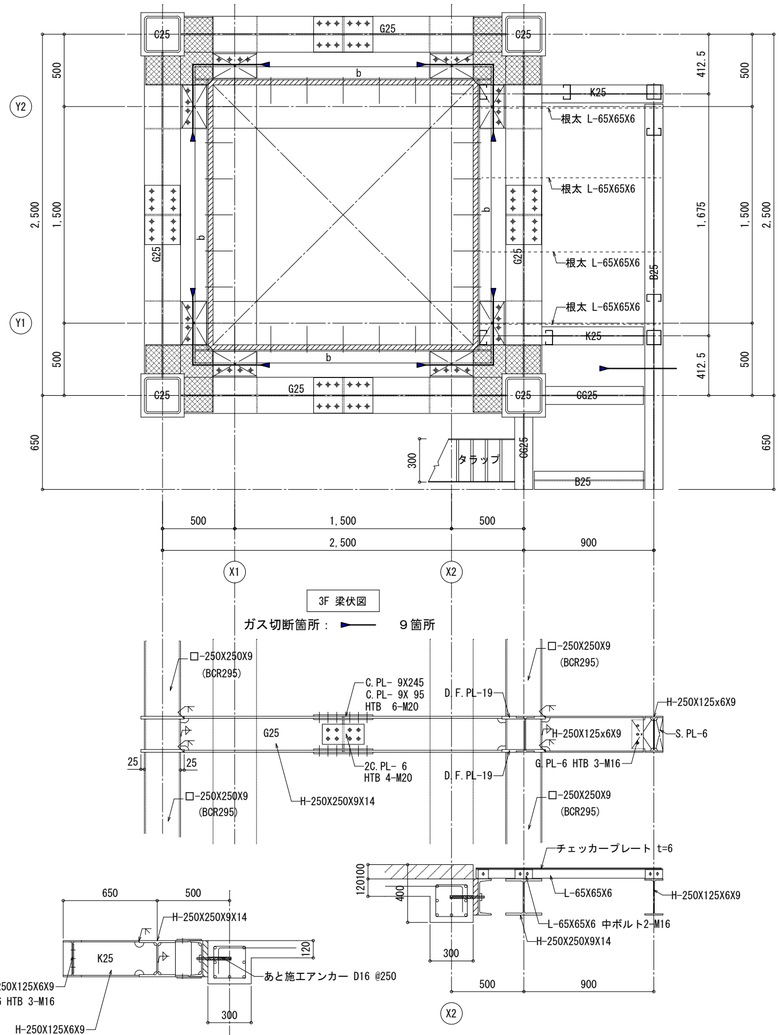

3F 梁伏図

ガス切断箇所： ━━ ９箇所

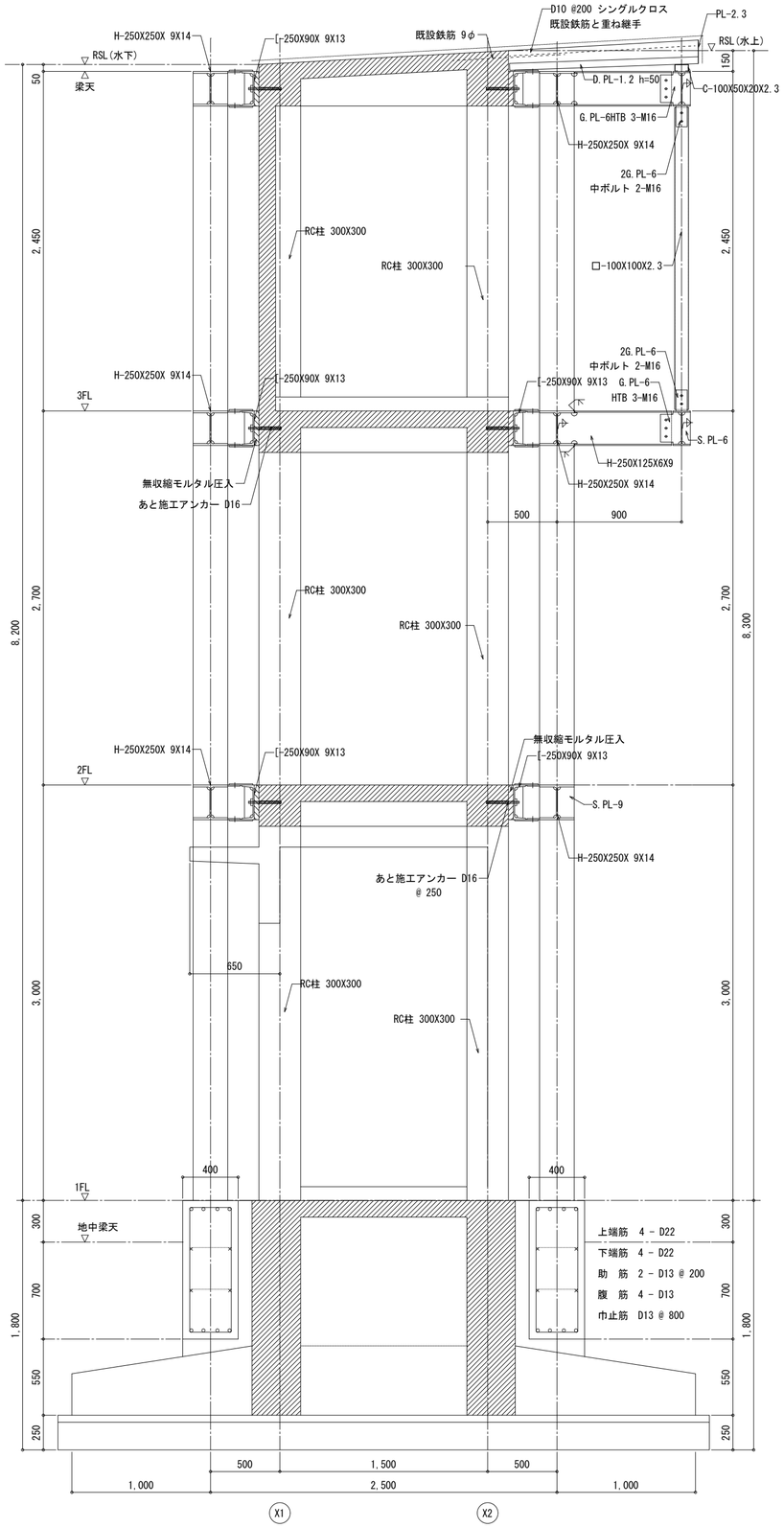

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 K-008	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 解体撤去図 鉄骨詳細図及び切断図	縮尺 1/30	第九管区海上保安本部 交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2

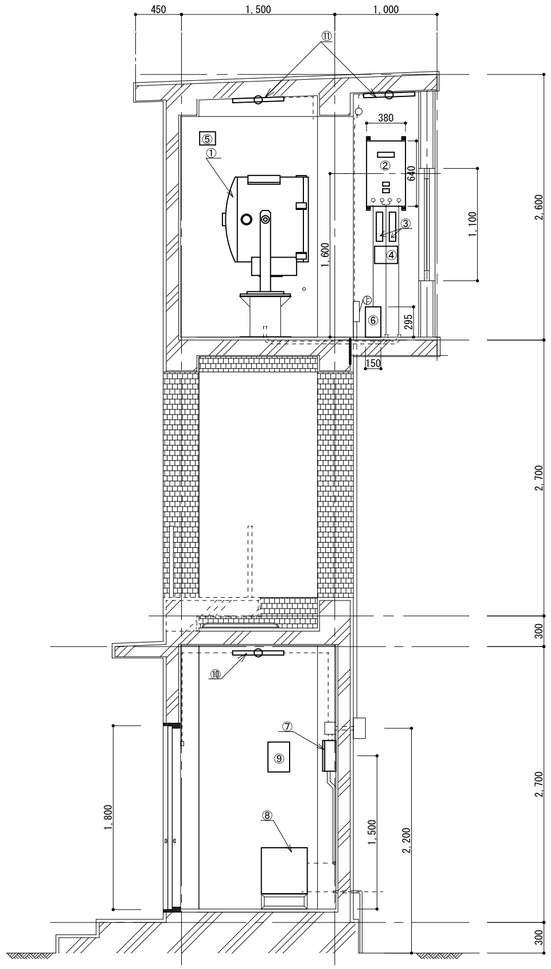

灯塔断面図（既設灯塔）　S=1/60

移設機器等一覧表

番号	品　　名	規　　格	数量	単位	撤去	移設	既設	備　　考
①	LM型灯器	60型	1	台		○		
②	LM型灯器制御盤		1	個		○		
③	安定器		2	個		○		
④	中継端子盤		2	個		○		
⑤	日光弁受光部		1	個		○		
⑥	無停電電源装置	THA1000-10 1kVA	1	個		○		
⑦	分電盤	2P 20A×3	1	個		○		
⑧	避雷用電源装置		1	個		○		
⑨	ナイフスイッチ	2P 30A	1	個		○		
⑩	蛍光灯	FL20W2灯	2	個	○			撤去後廃棄
⑪	蛍光灯	FL20W型	1	個	○			撤去後廃棄

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 A-002	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 灯塔断面図　移設機器等一覧表	縮尺 図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2

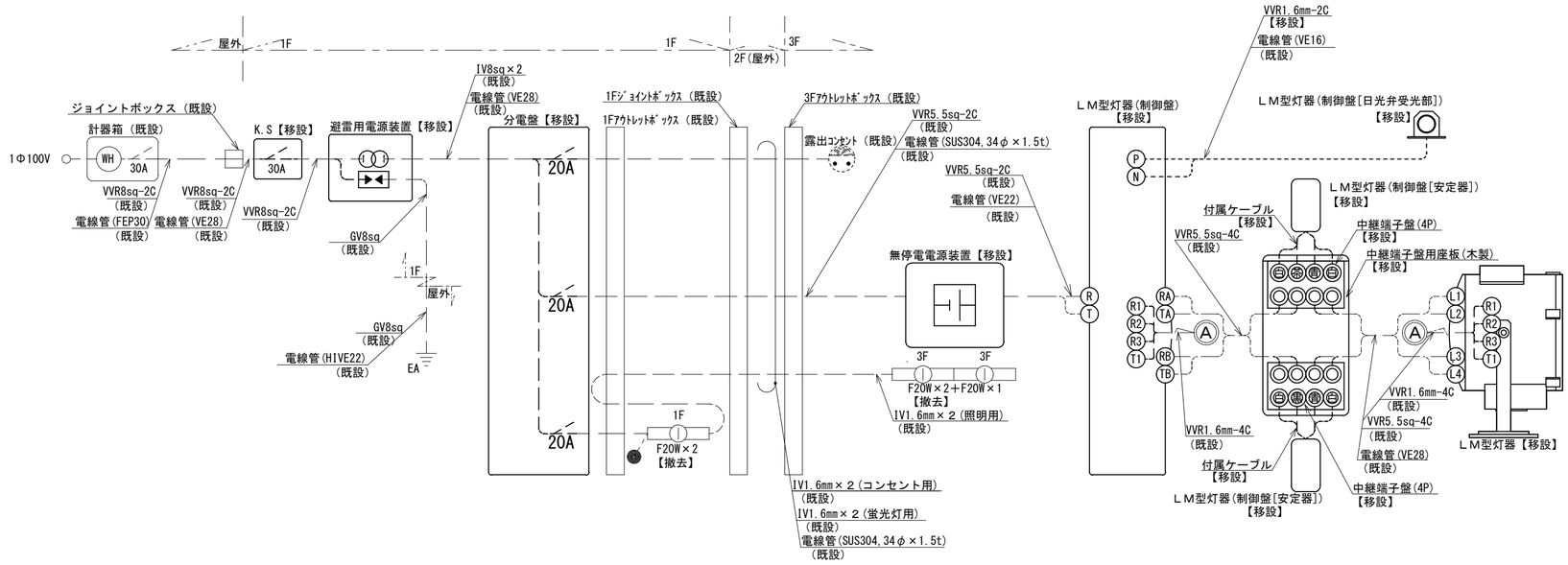

配線系統図（既存）

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 A-002	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 灯塔断面図　移設機器等一覧表	縮尺 図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2

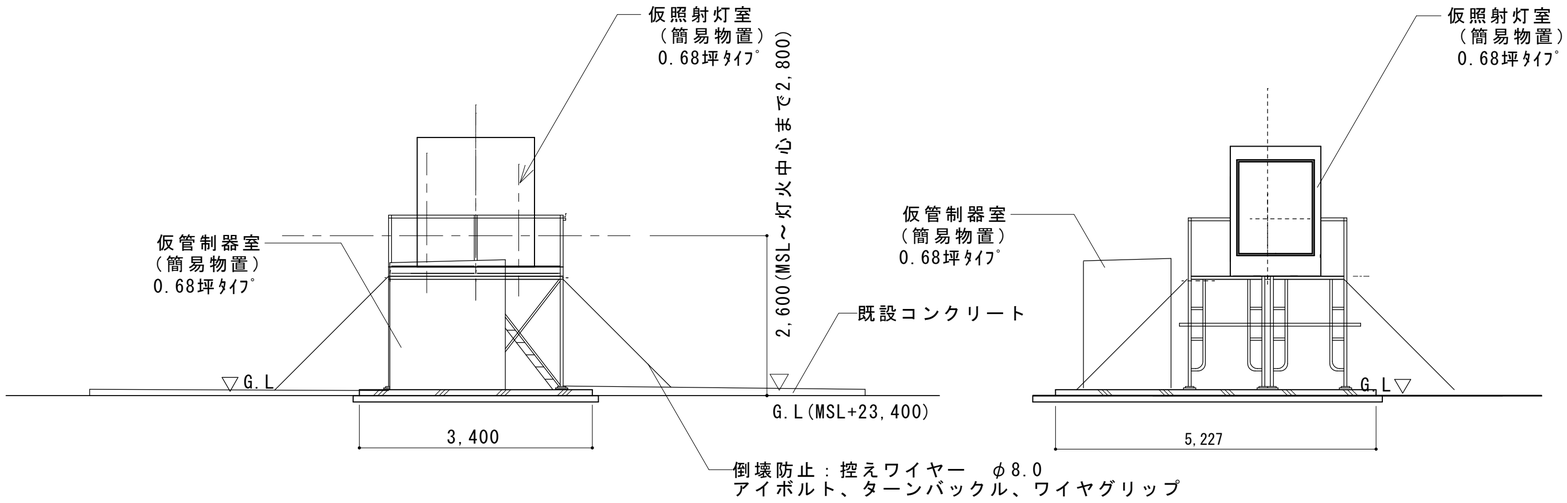

仮照射灯立面図　S=1/100

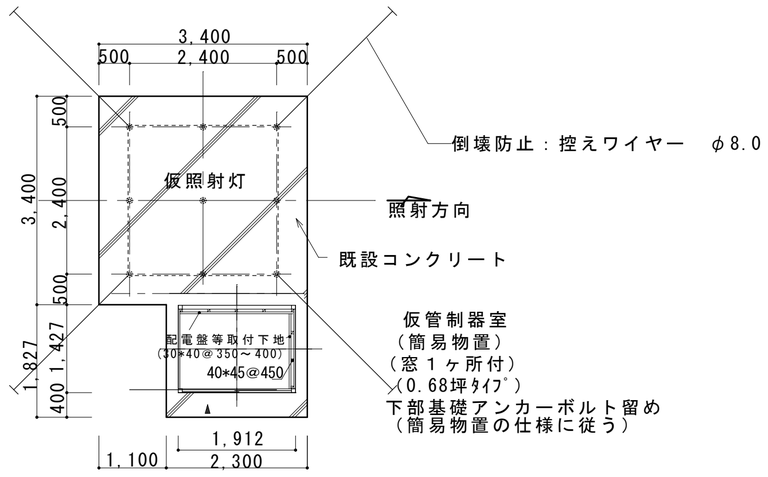

※仮管制器室(0.68坪ﾀｲﾌﾟ)は、W1912×D1427×H2110の簡易物置
　(参考：コメリオリジナル物置KF-1812)又は同等以上とする。
※窓取付位置及び木造軸組箇所は監督職員の指示による。

基礎平面図　S=1/100

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 A-002	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 仮照射立面図　基礎平面図	縮尺 図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2

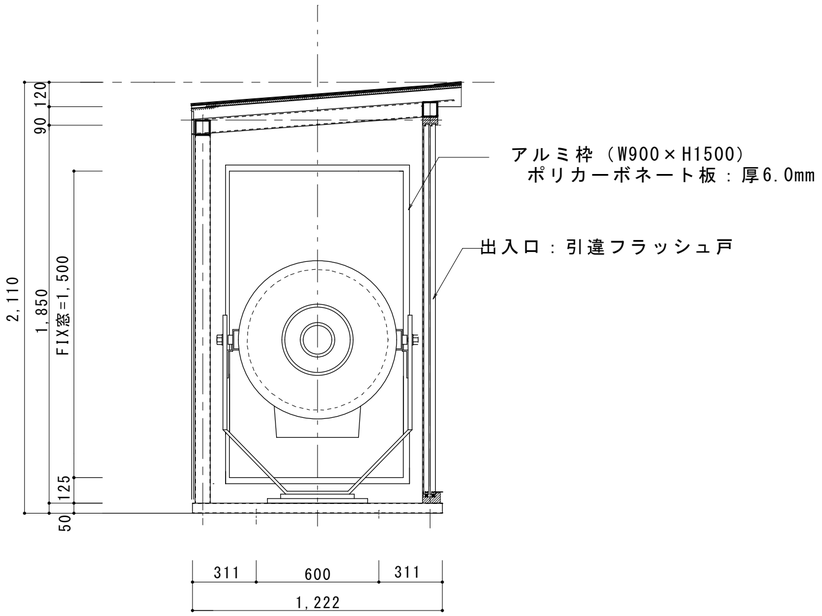

仮照射灯室詳細図　S=1/30

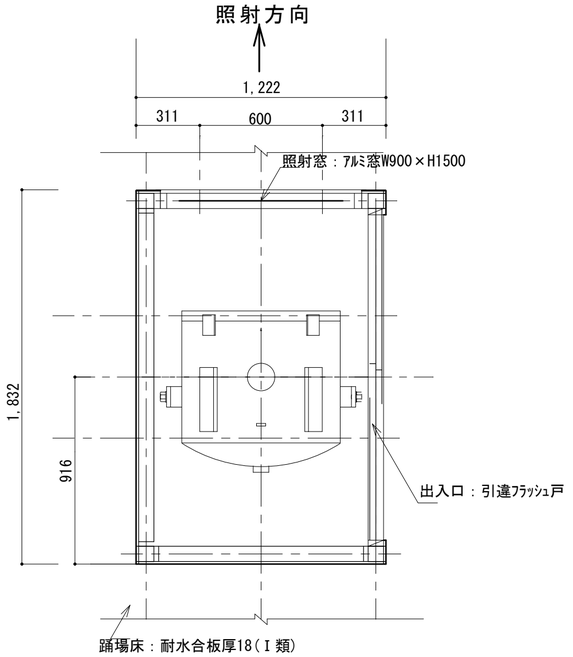

仮照射灯室平面図　S=1/30

・仮照射灯室はW1912×D1427×H2110の簡易物置
　を加工し作成するものとし、コメリオリジナル
　物置KF-1812又は同等以上とする。
・仮照射灯室には換気設備を設けること。
・仮照射灯室はワイヤー及びターンバックルを使用し
　仮設足場に堅固に固定すること。
・LM型灯器の固定は木構造材又は鋼材により
　堅固に固定すること。

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 A-002	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 灯塔断面図　移設機器等一覧表	縮尺 図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2

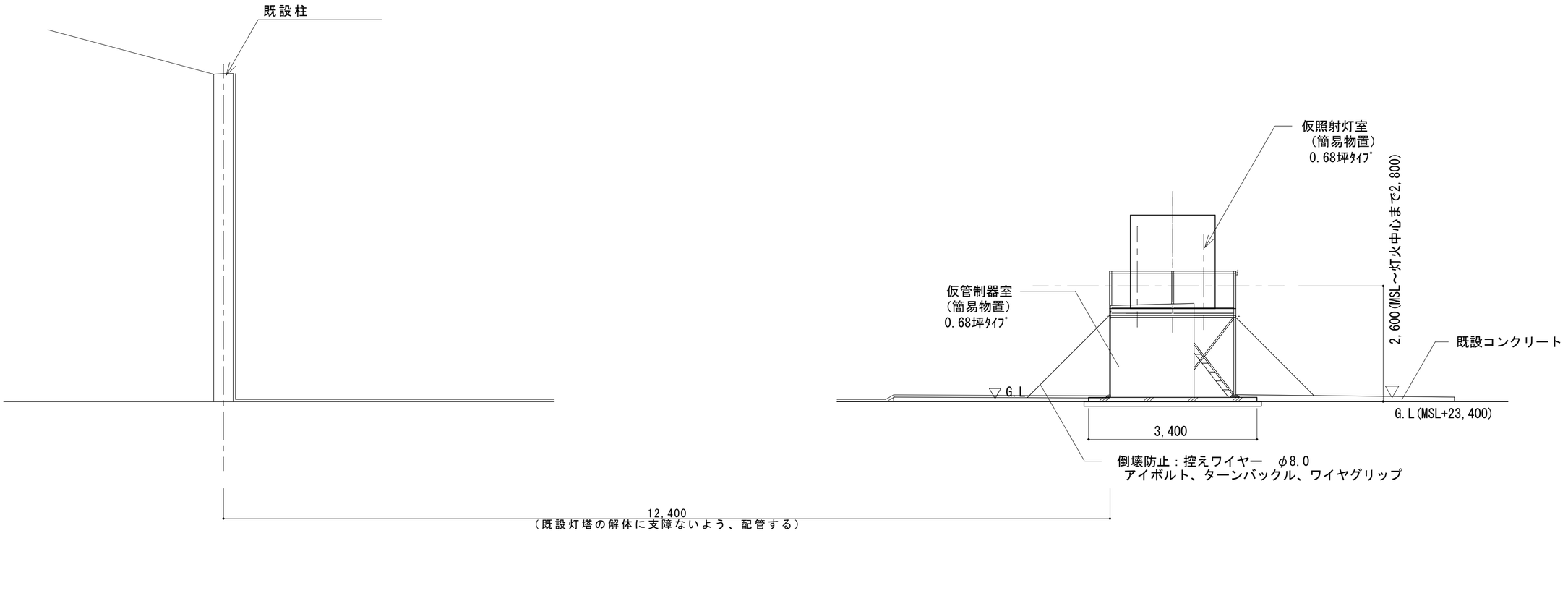

引込柱立面図　S=1/100

・既設柱から仮管制器室まではFEP配管により転がし配線とすること

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 A-002	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 引込柱立面図	縮尺 図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2

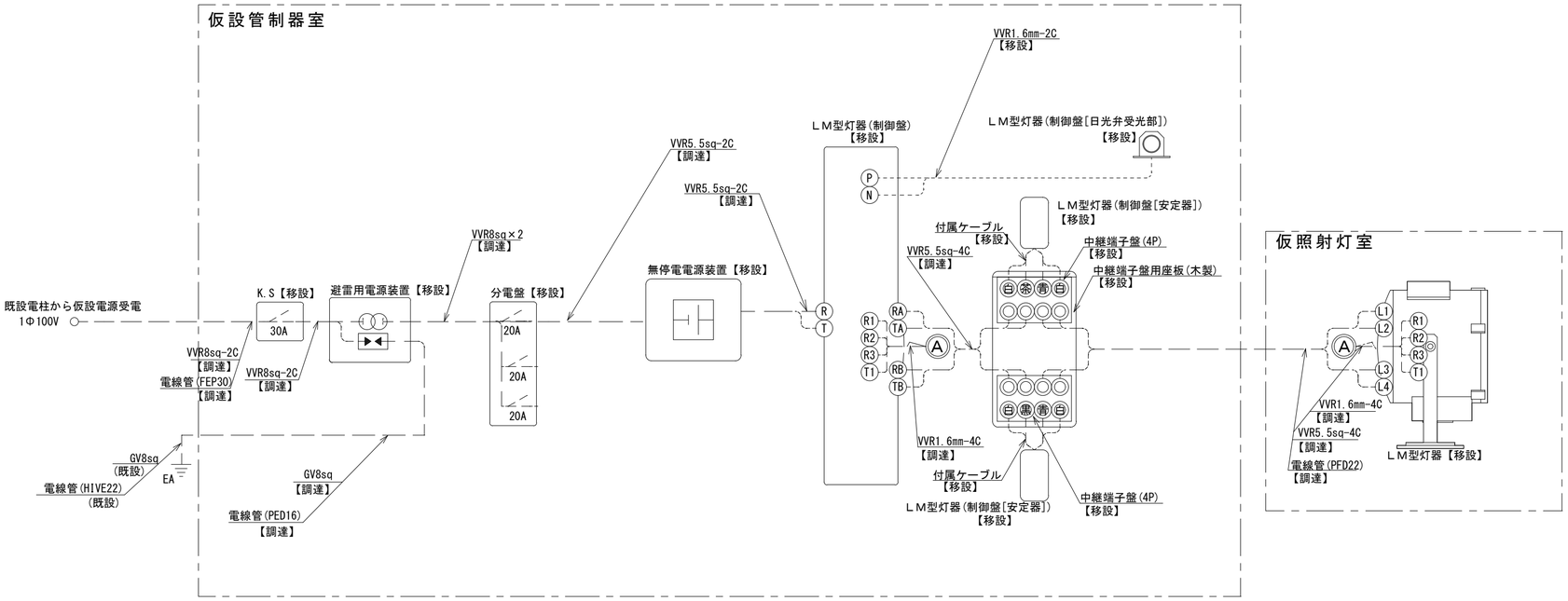

配 線 系 統 図

・仮設した機器は新設灯器の動作確認後、撤去しすべて処分すること

令和8年度	工事名 遭埼行者礁照射灯災害復旧工事No.2	図番 A-002	標識名 遭埼行者礁照射灯	図面名称 配線系統図（仮設）	縮尺 図示	第九管区海上保安本部　交通部整備課	作図年月 2026.11	備考 原紙：A2